

「子どもの貧困」を考える

○司会

ただいまより、「『子どもの貧困』を考えるシンポジウム」を開催いたします。

私は、今日、司会を務めます緑区選出の市会議員かとう典子です。どうぞよろしくお願いたします。

さて、まずなぜこのシンポジウムに取り組もうと思ったかということをお話ししたいと思います。このところ、ずっと格差と貧困の問題は大きく取り上げられてきました。昨年には子どもの医療費が、通院では小学校卒業まで、入院では中学校卒業まで無料化されましたが、国保料を滞納し、資格証明書を発行されている方は、この無料制度が受けられませんでした。私ども市議会がこの問題を取り上げ、子どもたちにこの貧困を押しつけさせない取り組みを進めてきました。

また、「しんぶん赤旗」では、子どもの貧困問題が取り上げられ、私どもの市議団で行った雇用アンケートでは、母子家庭、ひとり親家庭の悲惨な状況を訴える声がたくさん寄せられました。市役所の中では、子どものことは教育委員会だというような感じがあるのですが、福祉

の問題は子ども青少年局、医療のことは健康福祉局と、全部縦割りになっています。そういったことをつなげていくためにも、今回は子どもを囲んで多方面から「子どもの貧困」

について情報を共有し合う場にしようと、このシンポジウムを計画いたしました。

今回のシンポジウムを皆さんにお知らせをした折に送らせていただきましたアンケートを、それぞれの団体からお返しをいただきました。定時制高校の問題、不登校、障害の問題、児童養護施設の問題など、本当にたくさんの方が寄せられました。今日ここで皆さんに報告をしていただきますが、その後の時間で、それぞれの立場からいろんな子どもたちをめぐる環境の問題を出し合っていていただいて、縦横で子どもたちをつかんでいく場にしていきたいと思えます。ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

日本共産党名古屋市議団も議員みんな参加しておりますので、よろしくお願いいたします。



○司会

それでは、まず初めに、「しんぶん赤旗」に「子どもの貧困」について書いてくださった、

赤旗新聞記者の荻野悦子さんからお話をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

講演

「子どもと『貧困』」

しんぶん赤旗記者 荻野悦子さん



○荻野

皆さん、こんにちは。お呼びいただいてありがとうございます。しんぶん赤旗の社会部の記者をしております荻野悦子と申します。よろしく申し上げます。

このように、大勢の方も前でまとまった話をするのは、初めてなものですから、大変緊張しています。どうかよろしく願いいたします。

今日のシンポジウムは、「『子どもの貧困』を考える」というテーマですが、私が「子どもと貧困」というタイトルで、「しんぶん赤旗」の日刊紙に連載を始めたのは、今年の1月26日付からになります。取材を始めたのは、昨年11月ごろのことなので、大体7カ月以上にわたってこの問題に取り組んでまいりました。

4月21日付から同僚の染矢ゆう子記者と共同で、7回にわたって「保育園で」というシリーズを掲載していますが、その後ちょっと連載の方はしばらく中断しています。取材は続いているんですが、なかなかまとめるのに苦労しております。もうしばらくかかるかと思いますが、まだ続く予定であります。

今日は、どうしてこの連載に取り組んだのか、どんな思いで記事を書いているのか、取材を続ける中で感じていること、連載の今後についてお話しさせていただければと思います。

どうしてこの連載に取り組んだのか。これには我が家と我が家の周りの事情がとても大きく関わっていますので、少し長くなりますけれども、そこからお話しさせていただきたいと思

います。

我が家には2人の子供がいます。上が小学校5年生、下が3年生です。2人とも男の子です。下の子が1年生の時、一昨年ですけど、ちょうど今ごろから学校への行き渋りが始まりました。年明けには本格的になりまして、昨年（2008年）の3月には、2日間しか学校に行けませんでした。それでどうするか考えまして、4月の新学期から私たちが仕事を休んで子どもの面倒を見ようということになりました。

ちょうどそのころ、私は社会部の方に移動になりました。その前は学習・党活動版というところに長くいたのですが、急に社会部ということになりました。それで子どものこともあるのでどうなるかわからない状態のまま、何を担当するかという話になったときに、私はもともと教育学部の出身だったものですから、教育担当ということで決まったのですが、結局すぐに4月から休職をするということになりましたので、そのままの状態で半年間、子どもとべったりと過ごしました。

半年べったりと過ごしまして、子どもはだいぶ変わってはきたのですが、まだ学校に行くところまでいかない。ちょっと気分を変えようということで、今度は夫が代わって休みを取るということにして、昨年の10月から夫が休みを取り、私が職場復帰しました。それで、また社会部の教育担当ということになったんですけど、この半年の間に「子どもの貧困」をテー

マにした書籍や雑誌の特集が相次いでいました。

ざっと挙げますと、明石書店から『子どもの貧困』、これは浅井春夫さん、松本伊智朗さん、湯澤直美さんがまとめたものですが、これが出版されたのが去年の4月です。続いて週刊ダイヤモンドが昨年8月30日号で「下流の子は下流？ 格差世襲」という特集をやっていました。週刊東洋経済が10月25日号で、「家族崩壊 考え直しませんか？ ニッポンの働き方」という特集をしました。11月には、国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩さんが書いた、岩波新書の『子どもの貧困』が出版されました。そういうふうはこの問題での出版が相次いだわけですね。

書籍はともかく、雑誌の特集は良心的なものが多かったのですが、よく読んでみますと、例えば年収700万、800万のシングルマザーを紹介する。これは確かにそうやって頑張っているお母さんもあるのは事実だと思うんです。けれども、多くの人は頑張っても頑張っても、年収700万なんて無理なわけですよ。そういうところは、やっぱり成功した人の論理じゃないか。上から目線の記事が多いんじゃないか。そんな思いを強めました。

頑張っても収入が得られないという社会の仕組みに切り込まないと、「子どもの貧困」の問題は解決できないのではないかと。そういう思いを強めまして、ちょうど職場復帰したころ、そういう情勢があって、赤旗らしい視点でこの問題を取り上げる必要があるのではないかと。ということで連載を始めることになりました。

〈我が家の周りの「貧困」〉

それで、もう一つ、我が家の周りの事情というのが、やっぱりこれは書かなくちゃと思うことがいっぱいあったんです。同じころ、ちょうど夫に休みを代わってしばらくして、我が家に大きな変化が起こっていました。お父さんが夕方家にいるというので、それまでもうちの方は学童保育が3年生までしかないの、4年生に

なった子たちが行き場がないので、3人ぐらいうちに来てたのですが、これがお父さんになったら数が増えちゃったんですね。

それで、来るんですよ、とにかく。この間、私がちょっと早く帰ったときには、自転車があふれんばかりになっていて、何人いるのって言ったら12人。そんな大きな家ではないのですが、12人もいまして、10人を超えて集まってくるようなことも多いのですが、本当にいろんな子が集まってきます。その半分ぐらいが母子家庭のお子さんです。

それで、我が家がどこにあるのかというお話もちょっとしておきたいと思うのですが、東京都足立区と言え、うなずかれています。皆さんが多いのですが、そうかと思われると思うんです。07年7月に学力テストの不正問題で全国ニュースになりました。東京都の実施した学力テストで、最低の成績だった足立区が、テストの点を上げようということで、区独自にもテストをやると。そういうテスト漬けの中で不正問題が起こったわけです。

もう一つ、就学援助を受けている子どもの割合が4割を超すということでも報道されました。今この割合は少し下がって4割を切っています。これはなぜかと言いますと、就学援助を必要とする子どもが減ったわけではありません。区が申請のやり方を変えまして、非常に申請しにくくしたんですね。

それともう一つ、申請の基準そのものが切り下げられた。つまり、今までの所得だったらもらえた人がもらえなくなってしまったんです。だから決して就学援助を必要とする子どもたちが減ったのではないんですね。ところが、就学援助の割合ということだけで見ると、数字的には下がったように見えるのです。

そういうことで、足立区と言え、頭の悪い貧乏人が集まる場所というようなレッテルも張られまして、これに対しては、足立区民としては言いたいことはいっぱいあって、私はそういう問題ではないと思うのですが、それはまたの機会にしたいと思います。そういう東京都足

立区というところに住んでいます。

我が家は45年くらい前までは農村だったごく普通の住宅地にあります。商店街もありますけれども、寂れています。70世帯とか90世帯とかのマンションが点在しています。一戸建ての住宅が軒を並べています。間に2階建てのアパートがちらほらと見えます。都営住宅、区営住宅が4棟から5棟ずつ、あっちにあり、こっちにあり。そんなぐあい、畑もちょっと残っている。どちらかというとのどかなところ。そういうところでうちに集まってくる子どもたち、どんな子どもたちがいるのか、ちょっとご紹介したいと思います。

〈笑顔を見せない子、疲れきった母〉

おやつを出すと、ものすごい食べ方をする子がいます。ちゃんと食べてないんじゃないかと心配になりました。おうちはどうなっているのかなと近所の方に聞いてみました。「その子が3年生のときにお母さん出てっちゃったんだよね。彼氏つくったらしいよ」。父親が子どもの面倒を見ているらしいのですが、ちゃんと生活ができているのかどうか、とても心配です。どんな食事をとっているのか、ちょっと不健康な太り方をしています。高校生ぐらいのお姉ちゃんがいるらしいのですが、このお姉ちゃんも一時期、彼氏をつくっていなくなった。いなくなったというか、いなかったらしい。それでお父さんは、その子に毎日1,000円のお小遣いをあげている。「いいんだよね、あそこんち、1日1,000円ももらえるんだよ」って子どもが話してるんです。でも、その子はそれで全部やらなきゃいけないんですよね。そういう子がいます。

4年生のときのクラスで、うちの子のクラスではなかったんですけど、授業参観で話題になりました。授業妨害の三角形。教室の中で3人の子が三角形をつくるというか、授業妨害をするんです。先生を茶化すんです。その三角形のうち一人だというんです。

さて、もう一人、三角形のもう一人の子、O君という子がいるんですが、この子はうちに来

ても、あいさつなんかしないんです。ほかの子はわりあい「お邪魔しまーす」とか言っていくんですけど、その子は何も言わないで入ってきて、何も言わないで帰っていく。暗いんです、表情が、ものすごく。子どもたちは一緒になって遊んではいるんですけども、遊んでいる途中でその子が笑顔になっているのを見たことはありません。

その子の家は、うちの真ん前のマンションなんですけれども、いろいろあって一度訪ねたことがあります。玄関はガラーンとしていて、たばこのにおいがして、奥の方に洗濯物が干してあって、お兄ちゃんがいて、お母さんと本当にすれ違いで会いましたけれども、疲れ切った表情をしているんです。介護の方の仕事をしているということを聞きました。どんな暮らしぶりなのかと思いましたが、何とも言い、そういう表情でした。

〈DVで3人の子を連れ離婚〉

もう一人、約束の時間になっても帰りがらないK君という子がいます。この子とは無認可の保育室のつながりで、ゼロ歳のときにお母さんと知り合いました。その後、保育園が別々になったので、付き合いが切れていたんです。学校に上がる直前に学童保育の面接で再会しました。うちのごく近所に引っ越してきているということがわかり、1年生になって同じクラスになったので、学童保育から一緒に帰らせたり、私が30人学級の署名をお願いに行ったり、そういうことでお母さんと付き合いを深めました。

そうしたら、実は数年前に離婚したというんです。前に住んでいたところはマンションで、今のところはアパートなので、何かあったなどは思っていたんですね。そうしたら離婚したと。いろいろ話す中で、何で離婚したのか。夫のDV（ドメスティック・バイオレンス）だと。私だけならよかったんだけど、子どもにまで暴力が及ぶ。もう一緒にいられない。子どもが3人いました。連れて離婚です。

彼女は時給1,000円くらいだと思うんです。

時給の話って、幾らと聞くわけにもいかないのですが、大体仕事の内容からすると1,000円ぐらいだろうなど。養育費は多少はもらえているそうです。でも、都営住宅に入れないので、生活は厳しい。

無認可の保育室でまだ別れる前に会ったときは、いつも明るくてとても元気なお母さんでした。でも、最近は会うとやっぱり疲れてます。元気なときもありますが、疲れていることが多いんですね。それでその子は、お母さんとは6時とか6時半と帰る時間を約束するのですが、帰らないでうちにいるんですよ。「時間だよ」って言うと、「うん、わかった」。でも帰らない。

お母さんに一度話したことがあります。寂しいんじゃないのかなーって。その時間にはまだお母さんが帰ってきてないんですね。帰ってきてはないけど、遅くなるとは迷惑だから、その時間に帰ってきなさいと言ってるわけです。帰らない。電話して、「うちにいるけどいいよ」って。「いや、帰らせてくれ。迷惑だし」「寂しいんじゃないのかなー」って言ったら、「そんなん、しょうがないやんか」。関西の人なんで。「慣れてもらわんと」。やっぱりそう言われると、もうそれ以上は私も言えないので、「そうだね」って言って切りましたが、その後も彼は帰らないんです。「うん、わかった」って言って帰らないので、私も「そうか。早く帰りなさいよ」とかって言いながら、まあいいかと。どうも彼はうまく見計らってお母さんが帰るころ帰っていくんですけど、まあいいかということで、何とかなってます。

〈トリプルワークで働く シングルマザー〉

放課後うちに来る子ではありませんか、同じ無認可の保育室で知り合ったSさんというお母さんがいます。やはり数年前に離婚しました。原因は夫の浮気です。子どもは高校生と小学3年生。持ち家なので、住むところには困っていませんが、ローンが残っています。自営で縫製業を営んでいます。不況で仕事が少なくなって

しまったので、家の仕事だけでは間に合わない。深夜のスーパーのレジ打ち、医療事務のパート、トリプルワークをしています。とても元気なお母さんです。自分の苦労を苦労だとも思わないで、「いいのよ、働けるうちに働かなくっちゃ」なんて言うお母さんで、私もとても仲よくしています。

我が子の保育園の同窓生は、上の子、下の子、それぞれ26人のクラスです。その26人の中ではっきりわかっているだけで、上の子は7人、下の子は8人がシングルです。生活が楽だという人はいません。

4歳のときに父親が病死したH君という子がいます。お母さんは産廃処理の会社で事務のパートをしています。残業も多くて、H君は週に1回ぐらい我が家で晩御飯を食べていきます。明るく元気な子ですが、弱い者いじめをするところがあります。それで4年生のときに担任の先生から、「H君はクラスの迷惑者だ」と言われてしまいました。お母さんは最初、担任の先生のことを「そんな言い方するなんて」と怒っていたのですが、いろいろうちで話している間に泣き出してしまいました。

確かにおとなしいいい子ではないのですが、いくら何でも迷惑者と言うことはないだろうと私も思います。そう言ったからって、H君の弱い者いじめが収まるわけではないからです。彼は彼で、どうしようもない寂しさや甘えたい気持ちを抱えているんだろうと思うのです。私は母親同士でいろいろ学校の話をするので、どうしても学校の先生の悪口になることが多いので、それにはできるだけ参加しないつもりでいるのですが、このときばかりは思いっきり参加してしまいました。

保育園の卒園を前にして、お母さんが家を出てしまったRちゃんという子がいます。年子の弟がいて、今4年生と5年生です。お父さんとおじいちゃんが子どもたちを育てています。実はおばあちゃんもいるんです。でも、おじいちゃんとおばあちゃんは、何でか知らないけど別居しています。とても複雑な家庭のようです。

保育園の送り迎えがいつもおばあちゃんだったR君とK君という兄弟がいます。このお母さんもとても明るくて元気な人で、「うちもシングルなんだよね、あっはっは」って笑って話すようなお母さんですが、保険関係の仕事をしていて、毎晩帰りが9時過ぎ。いつも電話していません。

下の子と同学年で、就学前健診の通知が来なかった今3年生のG君という子がいます。お母さんはDVで逃げていて、住民票がなく、健診の通知が来なかったんですね。それで保育園の同級生に、「今日健診だよ」って聞いて、学校に直接来ました。それで手続きに時間が長くかかって、どうしてこんな時間かかっているのって話で、そのことがわかったんですね。

2歳違いの弟がいます。さらにその下に、新しい彼女との間に2人の子が年子で生まれたらしいんです。一番下の子は、去年の7月生まれだと聞きました。その下の子の出生届が出ていないといううわさがあります。これは私も気になりまして、足立区の子育て支援センターに相談しました。そしたら、どうも近所には「よその家の子を預かっている」という説明をしているらしいんです。本当のところはわかりません。

〈昼間から行くところのない幼児が〉

最近、よく我が家に顔を出す子がいます。R君っていうんですけど、「僕幾つ？」って聞くと「5歳」と答えたので、「保育園や幼稚園へ行ってないの？」って聞いたら、「行ってない」。家にお母さんはいるらしいのです。「お父さんは？」って聞いたら、「お父さんは谷塚にいる」と。谷塚というのは隣の市なんですけど、埼玉県になります。お父さんは目が見えないんだという話をしています。昼間は一人でどうもふらふらしているみたいなんですね。前からよく見かけていて、気にはなっているのですが、この間ちょっとうちに来たので、そういう話になりました。

そしたらそれから5日間ぐらい連続で来ました。今日も来ました。ついこの間の月曜日も、

午前10時過ぎごろ、私が仕事へ出ようとしたら、「おばちゃん、カズキ君いないのー」「カズキは学校だよ」「おじいちゃんは？」。そうすると奥からおじいちゃんが、「わしはきょうは忙しいから相手はできないよ」と言うんですね。それで、「おばちゃんは？」って言うから、「おばちゃん、今日これから仕事だよ」って言って、「どうする？ 行くところないの？」って言ったから、それには答えないのですが、行くところがないようなんですね。それで、じゃその辺までちょっとしゃべって行こうかといって、駅へ行く途中まで二人でおしゃべりしながら行って、「じゃあね」「じゃあね」、じゃあねを5回ぐらい言って別れましたが、彼はその後どうしたのかわかりません。

今朝は7時50分ごろ来ました。「御飯食べた？」って言ったら「食べた」。一応御飯は食べてるみたいなんです。着るものもそんなにおかしいところはありません。この子のことも子育て支援センターに相談しました。「近所で見守ってください」……。

我が家の周りにはこんな子どもたちがいます。たくさんしゃべりましたが、全部しゃべったわけではありません。「貧困」と言うかどうかは別にして、生活はみんな大変です。どの子もきっと寂しい思いをたくさん抱えていると思います。このような、これだけで連載が書けてしまう、そんな事例が身近にたくさんあります。

これは足立区だけの特別な事情なのでしょう。私はそうは思いません。子どものことも心配ですが、お母さんのことも心配です。傍目には不まじめに映る親もいるかもしれません。でも、付き合ってみるとみんな一生懸命頑張って子どもを育てようとしているんです。このお母さんたち（お父さんやおばあちゃんもいますけれども）の声にならない声を声にしたい。今の子どもたちの生活がどうなっているのか。子どもが大変なのは親のせいなのか。そうじゃない。親は親で頑張っているよ。じゃ何が悪いんだ。そこのところをみんなで考え合えるようなものを書きたいと思って連載を続けています。

〈取材に込めた思い〉

それでは、これまでの連載にどんな思いを込めたのか、取材のエピソードなどをお話ししたいと思います。お配りしてある資料に連載が全部とじられていますので、パラパラとめくりながらお聞きください。

連載の最初は「学校で」というシリーズで、「食べ物ちょうだい」「3度の食事『天国だよ』」「洗髪は更衣室シャワー」「家庭を理解 居場所に」という見出しがつかしました。主に小学校の教師、校長、事務職員に話を聞きました。

連載の第2回のマサヤ君が、食事を賄っていたと思われる格安量販店というのがあるのですが、これは私のうちの最寄り駅の反対側にあるドンキホーテという店です。その近くの神社で彼が野宿していたと聞きました。私もよく知っている場所です。それだけにどこにそういう子がいてもおかしくない社会になっている、このことを私は痛感しました。

第3回の文末に「この家族のこれからがとても心配です」と書きましたら、「朝から全国の赤旗読者を心配させて終わるのか」とおしかりをいただきました。私も「はい、すみません」という感じなんです。

連載はどこかに希望の糸が見えるように書きたいと思っていますが、この回はそれがありません。どれも現実の一端です。連載の全体を通じて、希望の糸がどこにあるのか、浮かび上がるようにしていきたいと考えて、私なりにはある程度の結論を持っていますが、その結論を読者に押しつけるのではなく、事実を知らせることによって、読者と一緒に問題を考え、糸口を見つけるようにしたいと考えています。

続いて、「親の思い」を取り上げました。「働けど、生活費足りない」「孫にせめて高校までは」「上の子には我慢ばかり」、この3回です。

最初の「学校で」のシリーズで聞いた教師の話は、親がもう少し何とかならないのかというものが多かったのです。でも、親でもある私には、「頑張れと言われてももう頑張れない」と

いう親の声にもならないものがあるように思われてなりません。そういう社会になってしまっているという問題です。親の思いをすくい上げたいと3人の親、一人はおばあちゃんですが、この3人の方に登場していただきました。

第1回の自己破産したお母さんは、お会いして話していても表情がないんです。話しぶりも丁寧にありのまます話をしてくださったのですが、取材の最初から最後まで、ついに笑顔を見ることはできませんでした。本当に疲れ切って気力がなえてしまっているんだなと思いました。

対照的に笑顔が心に残ったのは、第3回の2人の男性に裏切られたお母さんです。この2人の違いを簡単にあれこれ言うことはできませんが、第1回の方はあまりにもたくさん問題を抱え込んでいてしまったんだなと。経済的に大変だというだけでなく、子どもさんが荒れに荒れた。そのことでやっぱりその問題に直面したお母さんは、お金だけじゃないものをいっぱい抱え込んで、もう笑顔も忘れちゃった、そういうところに来てしまったのだなと思いました。

このシリーズに登場された方は皆さん地元の「生活と健康を守る会」の方と結びついています。私は守る会を通して取材をお願いしたのですが、皆さん、守る会に相談できて本当に助けられたということで、赤旗の取材を快く引き受けてくださいました。本当にこんなことまで思うようなことまで話していただいて、よく話してくださったなと私は感謝しています。

この「親の思い」の後、岩波新書の『子どもの貧困』の著者である阿部彩さんにインタビューができました。阿部さんは最初は共産党の赤旗ということで、ちょっとためらいがあったようです。ただ、ちょうどそのとき、ほかの新聞社の取材も相次いでいたので、新聞ならまあいいかと思われて引き受けてくださいました。

阿部さんが指摘されている中で、特にほかの国では、所得再分配（税金や保険料などを納めて福祉・教育・医療などの制度の給付を受ける

こと)の前と後では、子どもの貧困率は下がるんです。ところが、日本では上がる。日本では所得再分配後にかえって貧困率が上がるというこの問題を、私も阿部さんにお聞きして、できるだけわかりやすく伝えたいと努力したつもりです。

次に取り上げたのは、私立の高校の学費の問題です。「生活よりもまず教育費」「日本は不平等なんで」「ぼくに今できること」「立ち上がる生徒たち」、この4回です。子どもを私学に通わせている親、私学の校長、高校生に取材しました。

同じ高校なのに公立と私立ではこんなに学費が違う。私自身も公立高校の出身なので、私学はお金持ちが行くところだという偏見がありました。取材を通してそうではないということがはっきりとわかりました。行きたくても公立には行けない子どもが行政の力でつくり出されている。それは子どものせいでも親のせいでもない。そして、本来の私学のあり方から言えば、公立と私立の学費の格差をなくすということは、こういう学校もあり、ああいう学校もあるという中で、自由な教育を受ける権利を保障する大事な前提なのだということを、第4回で登場いただいた私教連の小村英一委員長にご指摘いただきました。私もそうかという思いで、そこをきちんと書かなくてはと随分強調したつもりです。

ところが、後でこの記事を学生時代の友人に送りましたら、私立は選んでいくんだから、この書き方は理解できないと言われてしまいました。偏見を乗り越えるのはなかなか難しいなと思いました。ちょっとへこみましたけれども、くじけず機会あるごとにこの問題は取り上げていきたいと思っています。

〈大きな反響、さらなる取材へ〉

この高校の学費までのところまでが、紙面への掲載を始める前に私が取材して準備して、ここまで書こうということで、ほぼまとまっていた部分です。およそ10回分を用意して、1月26

日から始めたのですが、「涙が止まらなかった」「書いてあるのは本当のことか」「この子に青森の“ほほえみりんご”を届けてほしい」「家族で長野に遊びに来てください。布団もありますよ」など、赤旗の読者らしい非常に温かい反響をいただきました。この反響が非常に大きくて、すぐにさらに続きを取材して書いていこうということになりました。

寄せられた電話やメールの中に、30代の教師からのものがありました。メールです。「まじめな貧困は共感されるが、ふまじめな貧困は共感されず、むしろ攻撃される」とありました。この先生の担任している子の母親で、そういうふまじめに見える親がいるのだけれど、この先生はどうしてもその母親を責める気持ちにはなれないということでした。連載の続きはその先生への取材から始まりました。それが次の「反響を追って」です。

結局、このお母さんには会えませんでした。先生がマンションのドアを何度も何度もノックしました。確かにいる様子なんですね。電気もついているし心配もする。でも返事はなかったんです。先生は、こういうことはよくあるんですよとおっしゃっていました。もう何回もこの子の家を家庭訪問されているんですね。お母さんの信頼を得るために、ものすごい努力をされています。お母さんの気持ちもようやくほどけてきたときに学年が変わりました。その記事を書いたときには、先生は担任を替わるということになっていました。先生方もやり切れない思いをいっぱい抱えているなと思いました。

その次は、関西のある高校の、貧困と真正面から格闘する教育実践を取り上げた「卒業」です。見出しは、「苦しみ傷つき…変わる」「驚くほど変わった自分」「派遣会社に『プチ団交』」「生きる勇気をもたらした」、この4回です。

子どもたちの大変な状況が続いたので、そろそろ明るい展望を切り開くような内容を出したいなということで、ここを取材しました。この学校の教育実践は、ご存じの方も多いと思います。これはとても元気になる取材でした。もち

ろんすべてがうまくいっているわけではありません。でも、この学校のような教育実践が増えたら、世の中確かに変わるなど力強く思いました。

記事には書きませんでした。取材に応じてくれた一人の高校生が私に言いました、自分の言葉で。「自分たちを苦しめている根本的な敵はだれなのか、権力者はだれなのかに気づいた」と。これはまさに私が、この連載で言いたかったことです。今の日本の社会のあり方の問題です。ここに気づかないと、「子どもの貧困」は根本的には解決できません。ともあれ、この回は非常に楽しく取材ができ、執筆も進んだシリーズでした。

一番最近、4月の終わりに掲載したのが「保育園で」のシリーズです。見出しを言いますと、「1歳半のホームレス」「休み続けた大ちゃん」「『行けません』の連絡」「名簿から消えた名前」「部屋に3人置き去り」「普通の生活夢ですね」「『貧困の防波堤』守れ」、この7本です。見出しだけでも切ない話です。このシリーズは第6回のリストラされた親の話以外は同僚の染矢ゆう子記者が担当しました。子どもの年齢が小さいだけに、もう本当に切ない話ばかりです。

私も保育園の取材を幾つかしましたが、東京の保育園とか認証保育所では、今行政の縛りが非常に強くなっていて、保育士さんが親のことをつかめないんです。取材自体も非常に難しく、保育士さんがしゃべれないんです。「それはもうしゃべれません。勘弁してください」ということで、保育士と親との間が分断させられているということをや非常に強く感じました。

〈親が抱える問題にせまる〉

学校や保育園を取材していると、子どもの様子を聞くことができて、その親が仕事は何をして、年収はどのぐらいでという話は非常にしにくくなっています。連載の最初に取材した小学校の校長先生がおっしゃっていましたが、「うちの学校では家庭環境調査を続けています。それは、もうそうしないと教師が子どもを

理解し切れない」と。連載の最初に出した小学校は、就学援助率が4割を超えていて、とても大変な家庭が集中しているところですが、それをしないと、教師が子どもを理解できないから当然やりますと校長先生はおっしゃっていました。「今そういうことは普通はできません」と。校長先生がそうだからできるんですね。普通の学校では今はやっていません。だから、先生が子どものことや、子どもの親がどういう問題を抱えているかということは、非常につかみにくくなっています。

ただ、いずれにしても、教師や保育士の立場では、こういう親がいますよという話がある程度することはできても、その親を新聞記者に紹介するということではできません。ところが、この連載は、学校でこうなっている、保育園でこうなっている、この子の親はどうなっているんだということを書かないとならないわけです。子どもが貧しいのは親のせいで終わらせるわけにいかないから、親がどうなっているのか、ここを書かないといけない。ところが、そこが非常に難しく苦勞しているのですが、今少し取材が進んできましたので、近いうちにまとめることができると思います。

今取材しているのは、学童保育と児童養護施設です。学童保育の方はそういうふうに分断された学校と家庭とを結びつける一つの結節点のようになっていると思います。

保育料が払えなくて学童保育をやめざるを得なかった子どものお母さんに取材することができました。こうなっている子どもの親はこうなっている。そういう話を引き出すことができたのではないかなと思っています。ただ、取材ができる親というのは、そういうつながりがある親なんですね。本当に大変な人たちは切り離されている。つながりが全くないから、そういう人を取材したいと思っても、そこにつながる糸が本当にないので、多分紙面に表れるものは、本当に氷山の一角といいますか、わかっているところだけなんだと。わからないところはどれほど深刻になっているのかということで読んで

いただければと思います。

そして、養護施設の方は、親がいなかったり、親による虐待などが原因で、家庭にいられない子どもたちがいる施設です。これはやはり今言ったなかなか浮かび上がらせられないところに正面から切り込む、「子どもと貧困」の問題に正面から切り込むものにはなくてはならないなと思っています。

3月ぐらいから養護施設の取材にかかっています。施設の方に「上っ面をなでるだけのものにはしないでください」と言われまして、私も覚悟を決めまして、施設に泊まり込みもし、子どもとも仲よくなり、今も通っています。そして、その子どもたちに自分の生き立ち、今の生活、将来どうしていくか、そういう話を聞くことができました。

今まとめている段階なので、もうしばらくし

たらお見せできるかと思っています。今書いている真っ最中なので、どんなものに仕上がるかはちょっと私にもわからない部分も多いのですが、続きを読んでいただくと大変うれしく思います。そして、この連載は、本当に多くの人に読んでもらいたいと思っていますので、読んでいただける方を増やしていただけるともっとうれしいので、ぜひよろしく願いいたします。

つたない話でしたが、どうもありがとうございました。

○司会

荻野さん、どうもありがとうございました。本当に胸が詰まるお話がたくさんあったと思います。この続きの連載をぜひ読んでいただきたいと思っています。

09.1.26

食べ物ちようだい

子どもと「貧困」

「食べ物をちようだい」。昨年の夏休み、東京都内の小学校四年生の男児が、買い物袋をさげた通りすがりの人に食べ物をねだっていたのを近所の人が見ていました。男児の母親は障害を抱え、自分ひとりの生活もままなりません。同居していた祖母が昨年春に亡くなってからは、男児は給食を食べるために学校にきているような状況でした。

しかし、夏休みは給食がありません。プール登校する男児に、数人の教職員がおにぎりやカップラーメンを持たせました。「お母さんに持って帰っていい？」と聞く男児。教職員はいつも余分におにぎりを握って持たせてやりました。プールも休みになるお盆の数日間、ついに食べ物がなくなったのか、男児は食べ物をねだるしかなかったのです。二学期が始まる少し前に、男児は自分から教師に「ほ

給食がない夏休み

「ほいおもちやゲームを書くのが普通なのに」とペテラン教師。「私が教師になつたとき、子どもたちがごまかで追い詰められる状態はありませんでした」と話します。ある中学校ではこんなこと

学校で①



国民の生活意識

	苦しい (57.2%)		大変ゆとりがある	
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある
全世帯	24.0	33.2	37.7	4.6
児童のいる世帯	26.3	37.2	32.7	3.6
母子世帯	48.5	36.6	14.2	0.7

注：四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。2007年国民生活基礎調査から

厚生労働省の2007年国民生活基礎調査では、「児童のいる家庭」の63.4%が、生活が「大変苦しい」「やや苦しい」と回答し、母子家庭では85.1%に達します。

く、児童相談所に行く」といっていました。母親とは会わず、そのまま、施設に連れられていきました。昨年七月、ある小学校で、七夕の集会が開かれました。みんなで作った飾りの短冊のなかに「早くお父さんに仕事がみつかりますように」というお願いがありました。書いたのは低学年の子どものです。「ほいおもちやゲームを書くのが普通なのに」とペテラン教師。「私が教師になつたとき、子どもたちがごまかで追い詰められる状態はありませんでした」と話します。ある中学校ではこんなこと

が、急いで階段を下りようとして転がり落ち、腰を打って立ち上がれなくなりました。駆けつけた教師に女生徒は「先生、救急車を呼ばないで」と懇願しました。「お父さんが会社やめちゃって、保険証が使えないから、お金がかかると医師にはいけないで、寂しくて夜出歩く」

（荻野悦子）

○司会

名古屋市は「なごや子ども条例」を昨年4月につくりました。「子どもを健やかに育てる」という約束事をつくったということだと思いま

す。今日は名古屋市子ども青少年局子ども未来課長の恒川栄治さんに来ていただき、「子ども条例」についてお話をさせていただくことにしました。恒川さん、よろしくお願ひいたします。

「なごや子ども条例」について

名古屋市子ども青少年局子ども未来課長 恒川栄治さん

○恒川

皆様、改めましてこんにちは。今ご紹介いただきました、子ども青少年局子ども未来課長の恒川と申します。本日はこのような機会を持っていただきまして、関係者の方に御礼申し上げます。ありがとうございます。

今日は「なごや子ども条例」の説明、PRということでお話をさせていただきます。資料といたしましては、皆様方の方にも配付させていただいております「できたよ、こども条例」のパンフレットになります。大変限られた時間でございますので、雑駁な説明になろうかと思いますが、お許し願ひたいと思います。

まず、「なごや子ども条例」の制定の背景についてでございますが、この条例、平成20年4月に施行いたしました。ですから、1年と2カ月程度経過したところでございます。ちょうどその2年前に、子ども青少年局というのが名古屋市役所の方にできました。これは「子育てするなら名古屋市で」と言われるような、そんな名古屋市を目指して子ども・子育ての施策を充実させるために、市役所にできた組織でございまして、その2年後にこの条例を制定しました。それまでの施策をもう一段アップさせて、子ども・子育ての施策の推進を図るために制定された条例といった背景がございます。

子ども条例の中身に若干入りますけれども、最初に憲法と同じような前文というのが載っております。前文の後ろをちょっと読んでみます。「子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善

の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します」というふうにあります。ここの部分が条例制定の趣旨、意義を確認した部分というふうに言えると思います。第1章の総則の目的のところも同じ内容のことを繰り返しています。

現在、次世代育成支援対策推進法という法律がございます。これはもちろん法律ですから、国会で決まったということでございますが、それに基づきまして、子どもや子育て家庭に対する施策の計画を、どこの地方公共団体も立てております。ただ、その法律は、10年間の時限立法ということになっているんですね。期間としては平成17年から26年の時限立法になっております。名古屋市では、その法律が失効した後も、子どもや子育ての施策の計画を持つべきであるという考えがありまして、「なごや子ども条例」の方で子どもに関する総合計画を立てますよという内容を盛り込ませていただいております。

それがちょうど、条例の第20条というところになります。第5章の最初でございますが、総合計画ということで、第20条「市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画を策定しなければならない」という内容を盛り込ませていただいております。

このことによりまして、先ほど言った全国的



な法律が失効した後も、名古屋市においては子どもや子育て家庭を支援する政策の計画を立てて、その中で政策の内容はもちろんのことですが、目標もしっかり市民の方にも明示して、その目標達成に向けて行政、市政を進めていくという体系ができたという意味でも、この「なごや子ども条例」は非常に大きな意義があると考えております。

子ども条例の内容の説明を続けます。子ども条例は、子どもにとって大切なこと、守らなければならないことを明らかにして、その中で子どもの権利といたしまして、代表的な4つの権利を掲げております。先ほどの記者さんの話にも通ずるところがあるかと思しますので、ちょっと確認していただけたらと思います。

権利として4つあります。第4条から第7条にかけてです。「安全に安心して生きる権利」というのが第4条です。第5条「一人一人が尊重される権利」、それから「豊かに育つ権利」、これが第6条です。「主体的に参加する権利」、これが第7条ということになっております。こういった権利を条例で保障するといったことも大変大きな意義があると考えております。

それから、第3章といたしまして、「子どもの権利を保障する大人の責務」ということで、すべての社会的な関係者がそれぞれ責務を有するという体系になっております。第9条では「市の責務」、第10条では「保護者の責務」、第11条では「地域住民等の責務」、第12条では「学校関係者の責務」、第13条では「事業者の責務」、会社関係の責務ということですが、こういった社会全体を組織する皆さん方にご協力していただいて、それぞれ責務があるんですよという体系になっております。

また、その次に、第4章の方でそれぞれ施策について書いてございます。施策については、第15条「子どもの育ちの支援」というのがあります。第16条「子育て家庭の支援」、ここで名古屋市の条例といたしましては、子育てをする親御さんの支援というのが16条になるわけですが、その前提として、子どもさん自身の

「育つ」ということについても支援をする必要があるんだよということを明記したのが、15条の意味合いでございます。

そのほかの内容といたしましては、総合計画を立てるに当たりましては、子どもを含めた市民の意見を聞いて、それらの意見を総合計画に反映させるよう努めるものとするというような内容が、例えば21条2項は「市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする」ということで、行政だけで計画を立てるではありません。市民、それも子どもの意見も聴いて総合計画をつくっていく、そういった姿勢をこの21条の2では示させていただいております。その条例に基づきまして、この1年2カ月ぐらいで、いろいろなアンケートでも子どもにも聴くというようなことで進めております。

それから子ども条例に関しまして、ちょっとかわいい話をさせていただきたいと思っております。この表面にマスコットが載っていると思っております。実はこのマスコット、名前をこの4月から6月1日まで応募しておりました。そうしたら、実に300件を超える応募がありました。今まで行政の方でいろんな応募をしたものがあって、



それまでは100件とか200件だったんですけども、300件を超える応募があって、この1年間の条例の広報の効果が出たのかなと思っております。今一生懸命、その中から名前を選んでおります。決定しましたら、また皆さんの前に、いろんな場面で披露させていただきたいと思っております。子どもにとって夢や希望や元気さ、呼びやすさ、あるいはわかりやすさ、何より親しみやすさ、そういうものを感じさせてくれるような名前に決定したいと考えております。

皆様方も、ぜひきょうの機会にこのマスコットのことも知っていただいて、一人一人が「なごや子ども条例」の広報マン、PRマンになっていただけると大変ありがたく思います。

それから「子どもの会議」ということについて、ちょっと説明させていただきますと、実は名古屋は開府400年祭というのが来年盛大に行われるわけですが、そのプレ事業として「子どもフォーラム」を今年9月に行おうと思っております。今の予定ですと9月23日に鶴舞にあります名古屋市公会堂でやろうと考えております。その中で子どものイベントもやるんですけども、子どもさんたちに会議形式で名古屋市のいろんなことについて意見をもらおうかなと、そんなことも思っております。この意見に基づきまして、子ども条例も考えていく。子ども条例に基づいて総合計画を考えていく必要があるかなと思っております。

以上、「なごや子ども条例」の意義、内容、マスコットの名前についてご説明させていただきました。

今、22年度から26年度に向けての総合計画を我々考えておるところでございます。市の考え方をまとめまして、来年の1月ごろにはパブリックコメントと申しまして、いろいろインターネット上でも皆様方にもわかるような形で、まとめた考えをお示しさせていただこうかなと思っております。その考えに基づきまして、皆さん方からいろいろなご意見をちょうだいしたいと思います。ちょうだいしたご意見もこちらの方で参考にさせてもらいながら、新しい計画を

つくっていくというふうに考えておりますので、ぜひご意見をいただきますように、よろしくお願いたします。

もうそろそろ時間となってまいりました。私のつたない説明に最後までお付き合いしていただきまして、ありがとうございました。今後もよろしくお願いたします。

○司会

どうもありがとうございました。

素晴らしい条例です。これが本当に実現できるようにしていかなければいけないと思います。どうも本当にありがとうございました。

なごや子ども条例

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立することができます。

子どもは、年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

名古屋のすべての子どもが、自分自身の持っているこのような力を信じることで、その力を伸ばすとともに発揮して、未来の名古屋を担う存在になっていくことが、すべての市民の願いです。

そのために、大人は、子どもの未来の視点を大切にするとともに、子どもの年齢や発達に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利及び責任)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重するよう努めなければならない。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくま

れること。

- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 年齢及び発達にふさわしい生活ができること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 年齢及び発達に応じ、学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) 様々な人、自然及び社会並びに多様な文化とのかかわりの中で、他と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、その年齢及び発達に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重し、社会の責任ある一員として育つために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

- 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではなくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守

るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
- 3 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるように、職場の環境づくりに努めなければならない。
- 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究等)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

- 2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるための広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
- 3 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。
- 4 協議会は、市長が委嘱する委員35人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和33年名古屋市長令第20号）は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

○司会

それでは続きまして、私ども日本共産党市議団、いろいろこの「子どもの貧困」について取

り組んでまいりました。市議団からの報告として、山口清明議員から報告をいたします。よろしく願いいたします。

「子どもの貧困」問題への取り組みと課題

～日本共産党名古屋市議団の論戦をふまえて～

日本共産党名古屋市会議員 山口清明さん



- 1) 格差と貧困の広がりについて、市長認識を問い続けてきた党市議団
- 2) 「子どもの貧困」問題に取り組む視点…いま取り組む重要性
子どもの権利との関係で…自己責任論ではすまされない
日本社会のゆがみを反映…国政上も大きな焦点に
自治体問題として
- 3) 名古屋市議会での追求と質問…名古屋市政の到達と問題
子どもの医療保障
保育・児童福祉の充実
教育費の保護者負担を軽減
高校・大学生活を支援
外国籍の子どもを支援
生活保護から見えるもの
支援と援助を担える公務労働の充実
- 4) 子どもの貧困を克服するために
自己責任論の克服と運動のネットワークづくり
自治体行政の課題にきちんと位置づける
- 5) いま重要なのは国の政治を変えること
子どもの貧困克服のために取り組むべきその他の課題

○山口

こんにちは。ご紹介いただきました市会議員の山口です。今課長さんからもありましたが、子ども条例、後ろをよく見ると、ちゃんと児童の権利に関する条約に日本も入って、それを踏まえてつくった条例だと書かれています。名古屋市の施策もこの条例に基づいてしっかり点検もしていきたいというふうに思います。

私の報告はレジュメをつくってまいりました。限られた時間ですので、早口になって申しわけありませんが、報告したいと思います。

日本共産党市議団は、格差と貧困のひろがりの問題について、一貫して市議会で追及してきました。定率減税廃止や老年者控除の廃止などで、お年寄りが雪だるま式の負担増になりました。その次、去年から今年にかけては、派遣切りに遭った非正規労働者が中村区役所に殺到しているという問題を中心に、この問題を取り上げてまいりました。そして、「子どもの貧困」という問題に移るわけです。

「子どもの貧困」問題になぜ今取り組むのか。いろいろなところで重要性が語られています

が、まず子どもの権利との関係で言うと、自己責任では済まされないのが「子どもの貧困」問題です。親のせいにするなどということです。子どもに不利をもたらす。病気になっても、けがをしても医者に行けない。学力形成面でもいろいろな不利益がある。温かく見守ってくれる、話を聞いてくれる人が周りにいない。人間関係でも不利益。そして、虐待や非行の問題でも、それに落ち込む大きな要因に貧困の問題はなります。

そして、子どもは成長途上の存在なので、手厚く守らなければならない。高校中退、中卒で仕事をしろと言われても、なかなか十分な収入を得られる仕事に就けない。世代間で貧困がつながっていく。ここが大きな問題ですし、子どもにとって大事な自己肯定感や未来に希望を持つという感情が疎外されてしまう。これは今不利益になるだけではなくて、子どもの一生を左右する問題だということで、特別にこの問題を考えなければいけない。

そして2点目に、日本社会のゆがみを反映ということで、先ほども話がありましたが、日本は「子どもの貧困」大国だ。税と社会保障で貧困を増やす異常な国だ。税と社会保障で貧困を増やす、プラス高い教育費でもっと大変になっている、というのがあります。

税と社会保障で貧困を増やす例を1つだけ挙げますと、例えば名古屋市で国民健康保険に入っている方、派遣労働で社会保険も入れてもらえない方、子どもが1人増えると均等割という保険料がかかってきますので、大体年間に5万683円、保険料が増えるんです。子どもが増えたから給付が増えると思ったけど、払う保険料も増えてしまうということがここにはあります。

そして、貧困はなくすべき対象だということです。貧困はあってはならない問題だと思いますし、健康で文化的な生活が送れるというのは、格差の問題ではありません。憲法25条で保障されている生活水準をすべての子どもたちに保障すべき問題だと理解したいと思います。

次に自治体の問題とあります。「子育てする

なら名古屋で」と言われますが、具体的な施策は地方自治体で担う部分が多い。さっきから話が出ている私学助成、高校は都道府県単位のところが多いですし、名古屋市でいろいろなことがやれます。そして、子ども条例、子ども青少年局ができましたが、まだまだ縦割り行政ということがあります。

そして、私はびっくりしたんですが、市役所には貧困問題を扱う部局がありません。例えば市民税が大変だといって税務のところに行きますと、「市民税を払わない人は私たちの施策の対象ではありません」。生活保護の係に行くと、「就学援助の階層の人たちは保護課の対象ではありません」。子ども青少年局に行っても、「保育園に来ている子はわかるけど、それ以外の子の親の所得状況になるとよくわかりません」ということで、それぞれの制度の対象はそれぞれの部局でしっかり把握するんですが、貧困問題ということになると、どこも扱うところがないというのが一つの現実です。こういう点もしっかり考えていきたいと思います。

名古屋市議会で何を取り組んできて、どうなっているのかということなんですが、いろいろ資料を付けていますので、若干紹介したいと思います。子どもの医療保障、来年から中学校卒業まで実現できる見込みができました。あとは保険証をきちんと渡すことです。保険証がない子どもについては、資料1を見てください。

保育・児童福祉の充実ということですが、児童虐待の相談が去年1年間に851件ありました。児童虐待の相談の多い行政区と生活保護や就学援助の多い行政区が残念ながらというか、物の見事に重なっています。

保育・学童保育で1つだけ。港区のある公立保育園で働いている保育士さんたちが親にアンケートをとった。そうしたら「延長保育や休日保育をやってほしい」という要望がすごく多かった。でも、みんな3時にお迎えに来るパートのお母さんなのに、何で延長保育をやってくれとか休日保育をやってくれって言うんだらうねと、保育士さんはわからなかったのだそうです。

でも、よく聞いてみると、「子どもが熱を出しても仕事に来られますか」「休みの日も、残業があってもちゃんと受けられますか」。延長保育や休日保育がなければ、正社員として雇ってもらえないという話が、パートのお母さんから出て、そこまで保障しなければ保育園の役割を果たせないというところに今来ているのではないかと思います。(巻末資料に、かとう議員の質問を掲載)

ひとり親家庭への支援強化ということでは深刻な問題がありますが、名古屋市の実態調査を載せていますので、見ていただければありがたいと思います。

ここだけちょっと紹介しますと、資料2を見てください。ひとり親世帯の平均年収、母子世帯が227万円。さっき話が出た500万から1,000万という世帯で、いないことはないですが、これだけ一般世帯と差があります。そして就業状況、母子世帯の母親は87.3%が働いている。ひとり親家庭への支援が就労を応援する施策に移って手当を減らすということがやられていますが、現実には働いてもこれだけの収入しか得られていないというのが、名古屋市のデータでもはっきりしていると思います。そして、母子生活支援施設五条荘等とありますが、指定管理者制度になって、継続的な支援ができない状況がつくられようとしています。

先ほどの萩野さんの連載にも言葉が出てきますが、保育園は貧困に対する「最初のとりで」としての役割がある。ここでどれだけ貧困の問題を早期発見できるかというのが大事だという話があります。

教育費の保護者負担の問題。教育によって子どもに力をつけることで、親から子への貧困の連鎖を断ち切る、教育にはそういう独自の機能があるんだということが言われています。今日も後で先生方からレポートいただくとありますが、「教育費の保護者負担軽減のために」ということで市議団は取り組んでまいりました。

私も質問をしましたが、生活保護費の教材費を名古屋市は払ってなかったという問題があり



ます。これも内部告発があり議会で取り上げ、ほぼ解消できました。(巻末資料を参照)

就学援助の対象が、どんどん縮められてきています。これは政令指定都市の比較が資料にあります(資料3)が、名古屋市は今13.6%、ほぼ貧困ラインですけど、7人に1人ぐらいが就学援助を受けている。本当に極端な数字ですけども、資料を見ると、一番就学援助が多い学校は6割の子どもが就学援助を受けている。ところが、一方で2%台の学校もある。

行政区で言うと一番少ない区で7.5%、一番多い区は私の港区ですが、19.9%という状態になります。ちなみに私が住んでいる港区は、公営住宅が6世帯に1件。6万世帯のうち1万世帯は市営・県営住宅という区になります。こういう現実があります。

給食費も値上げをされています。名古屋市ではもう一つ、教育費の実態調査ということもやっていますので、見ていただければと思います。

高校・大学生を支援する問題は、授業料減免と高校入学準備金については後でお話があると思います。クーラーが県立高校で問題になっていまして、進学校で親がお金を出すからクーラーをつけてよという学校にはクーラーがついている。そうじゃない学校はついていないというような問題が起きています。

外国籍の子どもの支援の問題も後でお話があるかと思いますが、共産党の市議団で取り上げて、私を取り上げたときは東海小学校では5人に1人がブラジルの子どもたちだと言っていました。今どうなっているかは、また後でご報告

を受けたいと思います。

もう一つ大事な点は、こういう子どもたちの問題に寄り添ってくれる公務労働の分野がどうなっているか。生活保護の担当者は全く足りません。赤旗の連載にもありますが、生活保護を担当する方が全く足りない。1人で100件以上ケースを抱えていて、とても子どもたちに寄り添う状況じゃないという話があります。児童福祉司もそうですし、教員の世界も同じようなことがあります。ここも先日の議会でスクールソーシャルワークということが必要ではないかと私の方から問題提起をさせていただきました。そういうことは取り上げてきています。

「子どもの貧困」を克服するために大事なものは、自己責任論を克服することです。そして、どんな環境に生まれようとも、すべての子どもに当たり前の医療や教育、そして住まいという点でもそうですし、話を聞いてくれる、褒めてくれる、そういう人が周りにいるということも含めて環境を保障することは当然である。親が何をやっていようと子どもはそういう環境が保障されて当然なんだということを、社会共通の認識にしたいというのが、今日、私たちが一番訴えたいことです。

その点で当事者の運動と組織をきちんとつくる。そして「支援者との連帯で大きなネットワークを」と書きましたが、相談相手がどこにもいる、そういう名古屋をつくりたいというふうに思います。

そして、自治体の課題にきちんと位置づけようということで、先ほど課長から話がありました次世代育成行動計画「なごや子ども・子育てわくわくプラン」というのが前半の5年間で終わって、今年1年かけて後期5カ年計画を立てます。パブリックコメントまで待てませんので、ぜひどんな計画をつくるのか、そのために「子どもの貧困」の問題もきちんと調べてちょうだいよということ、今年しっかり名古屋市の方に訴えたいと思いますし、県下の自治体でも同じ課題があると思います。このことに今年はどうしても取り組みたい、皆さんの声を寄せてい

ただきたいということで、今日もシンポジウムを設定させていただいています。

そして5番目で重要なのは、国の政治を変えること。言うまでもありません。子どもの貧困克服のために取り組むべきいろんな課題がありますが、とりわけ親の世代での働く人を守るルールの確立、そして若い世代が育っていったときに、きちんと仕事に就くことができる、こういう就労の保障ということは、やっぱり国のレベルで頑張らなければいけない大きなテーマだと思います。そういう点でしっかり今年1年、政治を変える年にしたいと思いますし、これから5カ年の名古屋市の子育て支援、子どもを支える計画を立てるという仕事を頑張りたいと思います。

最後になりますが、「しんぶん赤旗」連載の中の阿部彩さんの言葉で、子育て支援とか次世代育成とか言うけど、「子どもの数が増えるだけでなく、幸せな子どもが増えることが大事」なんだということが書かれています。この言葉を肝に銘じて、私たちも引き続き頑張りたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

○司会

ありがとうございました。

本当にたくさんのお話があったと思います。

ここで一度休憩に入ります。

では荻野さんと恒川さん、どうもありがとうございました。もう一度拍手をよろしくお願ひします。ありがとうございました。

資料 1

名古屋市健康福祉局調べ

子供がいる世帯の資格証明書
交付世帯数区別内訳(平成20年9月末現在)

区名	世帯数	人数		
		乳幼児	小学生	中学生
千種	0	0	0	0
東	0	0	0	0
北	9	3	7	5
西	18	9	10	6
中村	0	0	0	0
中	2	0	1	2
昭和	0	0	0	0
瑞穂	2	4	1	0
熱田	1	0	1	0
中川	38	10	31	15
港	5	4	1	3
南	3	0	1	2
守山	9	1	9	5
緑	11	4	9	5
名東	0	0	0	0
天白	2	0	0	2
合計	100	35	71	45

子供がいる世帯の資格証明書と6箇月短期証
交付世帯数区別内訳(平成21年4月末現在)

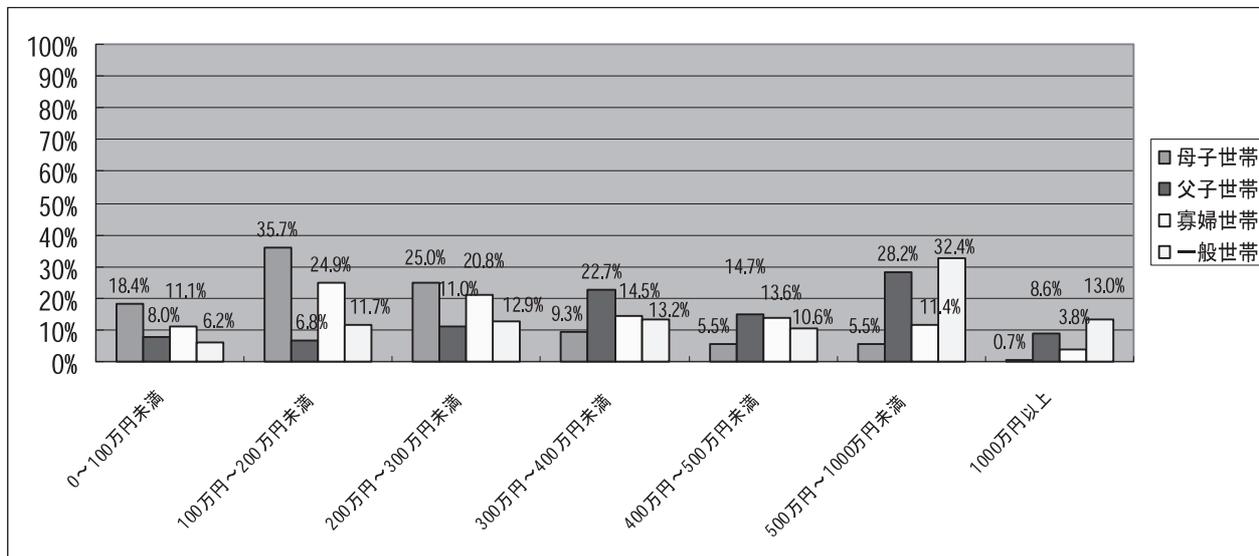
区名	子ども がいる 世帯数	短期証発行人数				内 未更新 世帯数	人数			
		乳幼児	小学生	中学生	合計		乳幼児	小学生	中学生	合計
千種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北	12	3	11	4	18	2	0	2	1	3
西	12	4	5	6	15	3	2	1	5	
中村	2	0	2	0	2	1	0	1	1	
中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昭和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
瑞穂	2	0	2	1	3	1	1	1	0	2
熱田	3	2	3	3	8	0	0	0	0	0
中川	31	6	20	12	38	6	0	4	5	9
港	9	4	5	3	12	0	0	0	0	0
南	6	3	5	1	9	1	1	0	0	1
守山	9	0	12	4	16	1	0	2	0	2
緑	6	2	5	3	10	0	0	0	0	0
名東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天白	2	0	0	2	2	2	0	0	2	2
合計	94	24	70	39	133	17	4	11	10	25

資料 2 名古屋市「平成20年度ひとり親世帯等実態調査報告書」概要より

4 世帯の平均年収

母子世帯は 227.3 万円、父子世帯は 482.1 万円、寡婦世帯は 329.1 万円。一般世帯の 566.8 万円を 100 とすると、母子世帯は一般世帯の 40.1%。

➡ 前回調査（平成 15 年度実施）では、母子世帯は 225.2 万円、父子世帯は 511.2 万円、寡婦世帯は 313.6 万円。

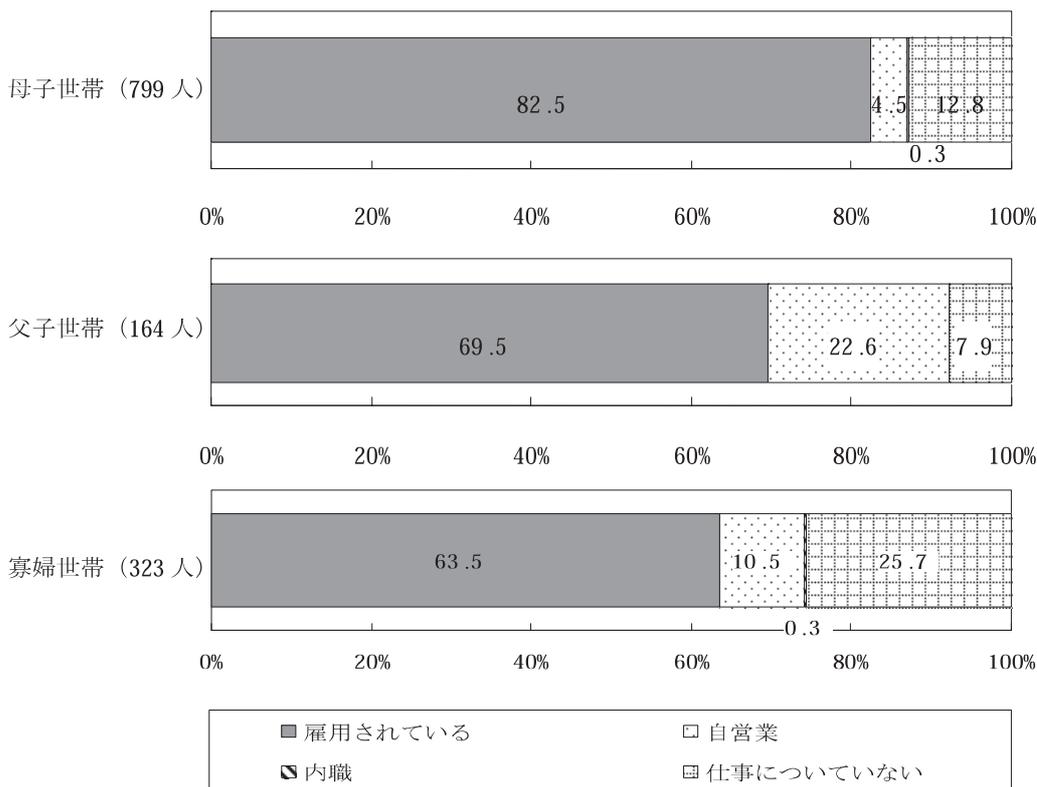


※一般世帯は「平成 19 年国民生活基礎調査」より

5 現在の就業状況

母子世帯の母親は 87.3%、父子世帯の父親は 92.1%、寡婦は 74.3%が仕事に就いている。

➡ 前回調査（平成 15 年度実施）では、母子世帯の母親は 84.3%、父子世帯の父親は 86.7%、寡婦は 68.5%が仕事に就いていた。



資料3

就学援助制度政令指定都市比較

名古屋市教育局委員会調査などを参考に日本共産党名古屋市議団がまとめ

	09年度所得基準額 (4人世帯)	所得算定基準	改定の状況	05年度		07年度	
				要保護 人数 率	準要保護 合計	要保護 人数 率	準要保護 合計
札幌	2,391,000	生活保護基準の1.1倍	改定なし	6,250 4.3%	22,640 28,890	6,208 4.4%	22,890 29,098
仙台	2,580,000	生活保護基準等を総合的に勘案して決定	改定なし	1,125 1.4%	6,253 7.6%	1,230 1.5%	7,114 8.7%
さいたま	3,310,000 年齢構成等で異なる	生活保護基準の1.3倍	生活保護基準1.5倍を06年度から1.3倍に	1,038 1.1%	7,763 8.9%	1,159 1.2%	7,264 8.4%
千葉	3,262,140 年齢構成等で異なる	生活保護基準	改定なし	207 0.3%	5,073 7.0%	239 0.3%	5,473 7.7%
横浜	3,521,930	生活保護基準	改定なし	883 0.3%	29,146 11.2%	1,033 0.4%	30,566 11.9%
川崎	3,551,622 年齢構成等で異なる	生活保護基準	改定なし	2,443 2.7%	6,012 6.6%	2,488 2.6%	6,456 9.5%
新潟	3,260,000	生活保護基準の1.1倍	06年度から1.2~1.4倍を一部支給(支給率25~75%、07年度まで経過措置)			706 1.1%	17,269 27.1%
静岡	4,106,466 年齢構成等で異なる	生活保護基準の1.3倍	改定なし	426 0.8%	2,170 4.0%	345 0.6%	2,476 5.2%
浜松	3,750,565 年齢構成等で異なる	生活保護基準の1.3倍	改定なし			283 0.4%	2,342 3.9%
名古屋	2,991,000	生活保護基準	05年度まで生活保護基準の1.3倍、06年度から生活保護基準相当	1,970 1.2%	23,734 14.0%	1,971 1.2%	21,191 13.6%
京都	2,792,700	生活保護基準等を総合的に勘案して決定	改定なし	4,327 4.4%	15,744 15.9%	4,484 4.5%	16,424 21.2%
大阪	3,090,000	生活保護基準	改定なし	6,795 3.8%	60,562 34.1%	7,697 4.3%	60,116 38.1%
堺	2,595,495	生活保護基準	04年度までは生活保護基準の1.05倍、05年度から1.0倍				17,121 25.0%
神戸	2,580,000	生活保護基準の1.2倍	改定なし	4,136 3.7%	24,480 19.1%	4,093 3.5%	23,773 24.0%
広島	2,889,260	生活保護基準等を総合的に勘案して決定	改定なし	1,886 2.0%	20,699 21.6%	1,989 2.1%	22,340 25.5%
北九州	2,839,200 年齢構成等で異なる	生活保護基準の1.3倍	改定なし	419 0.5%	16,593 21.4%	552 0.7%	15,985 21.7%
福岡	3,028,000	生活保護基準の1.25倍	改定なし	2,387 2.2%	21,230 19.6%	2,388 2.2%	23,277 23.4%

○司会

それでは後半の初めに、日本共産党愛知県委員会副委員長 元参議院議員で、9月までには

行われる総選挙での予定候補者の八田ひろ子さんからごあいさつがあります。よろしくお願いいたします。

日本共産党あいさつ

日本共産党衆議院東海ブロック予定候補 八田ひろ子さん

ご紹介をいただきました日本共産党の八田ひろ子でございます。本当にいっぱいぎっしりお集まりをいただきまして、私からもお礼を申し上げたいと思います。

今日のテーマ「子どもの貧困」が大きな社会問題になって、皆さんの関心が高いというのが、このお集まりの多さの中でもはっきりしたんじゃないかと思います。この「子どもの貧困」の背景、先ほどからのご報告にもありますように、異常な財界・大企業中心と、異常な軍事同盟絶対、この2つの政治悪が進めてきた自民党政治がその根底にあると私たちは考えています。

特に国民の暮らし、雇用や福祉、教育を破壊してきた構造改革という名前で、「子ども貧困」の拡大に拍車をかけて、先ほどもありましたように、日本の子どもの7人に1人が貧困状態に置かれている。ヨーロッパでもアメリカでも税金の再配分と社会保障で貧困率を下げる努力がされているのに、日本は政府の介入で子どもの貧困率を上げている唯一の国。とりわけ、ひとり親家庭は世界一高い貧困率。先ほどの山口議員の報告にもありましたように、名古屋での母子家庭の収入というのが、一般世帯の40%、227万円の年収だということでもあります。

私たち日本共産党は、格差と貧困の広がりについては、3年前の第24回大会で、重要な社会問題として、生活保護の教育扶助や就学援助を受けている児童・生徒の割合が、この10年間に2倍以上になっていること、これを指摘しました。また、一昨年2月には、衆議院の予算委員会で志位和夫委員長が総括質疑の中で、「子どもの中での貧困の広がり、成長の可能性を

阻むだけでなく、貧困が次の世代に引き継がれる危険性をつくり出している。日本の未来にとって重大問題だ」と、国会の中では初めて系統的にこの問題を追及しました。

今年の3月に、日本共産党は緊急提案を発表いたしまして、学費が払えず高校卒業・入学できない若者を一人も出さない国民運動を呼びかけました。

4月には比例東海ブロック選出の佐々木憲昭衆議院議員が、財務金融委員会で児童扶養手当を父子家庭にも支給するよう法改正も含めた検討を求め、また、地方税滞納を理由にして児童手当を差し押さえることは違法であると是正を求めています。

全国最悪の雇用破壊が進む中で、「子どもの貧困」がこの愛知で深刻さを増しております。そういった中で愛知県委員会としても、「子どもの貧困」をなくし、子どもも親も安心して暮らせる愛知をつくるための提言をまとめて発表しました。この提言に沿って、名古屋市をはじめ地方議会での追及や、本日のシンポジウムを皮切りに、対話と協働の輪を広げ、「子どもの貧困」を克服する運動を皆さんと力を合わせて進めていきたいと考えています。

自民党、公明党と民主党が賛成をして、昨年4月から児童扶養手当が大幅に切り下げられようという、こういうことを決めたんですけれども、日本共産党は皆さんと力を合わせて、今この切り下げを凍結させています。日本共産党と国民の皆さんが力を合わせれば悪政を食い止め



ることができます。

昨年発表しました衆議院選挙の日本共産党の基本政策の中でも、「子どもの貧困」の克服を訴えています。来るべき衆議院選挙では、「子どもの貧困」のない政治へと転換をする。どんな子どもたちも希望を持って幸せに暮らせるように、憲法と子どもの権利条約が実現できる政治へと転換することに全力を挙げる決意を申し上げまして、私からのごあいさつに代えさせていただきます。どうかよろしく願いをいたし

ます。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは報告に入りたいと思います。4人の方に報告をしていただきます。

最初に、「子ども貧困 保育園の現場から」ということで、元名古屋市立保育園園長加藤ゆう子さんからお願いをいたします。

報告その1

「子どもの貧困 保育園の現場から」

元名古屋市立保育園園長 加藤ゆう子さん

○加藤

こんにちは。加藤ゆう子といます。この3月まで名古屋市の公立保育園で園長をしていました。若いときからしていたので、29年間やっていたのですが、昔と比べると最近自分たちの仕事もきつくなったり、親たちの状況もすごく厳しくなったなど。保育が難しくなったり、親とつながるのが難しくなったなどということを感じています。

このお話を受けたときは、ちょっと荷が重いなど感じ、ほかの人にと考えたのですが、退職して身分が何もない者がやった方がいいじゃないかという結論に達してやらせていただきます。

自分の園の経験だけではと思ったので、4～5人の先生たちと少し話し合ってみました。そうしたらやっぱりどの園も同じような状況があるということがわかったので、その幾つかのケースをおりませながらお話ししたいと思いません。

漏れ聞こえてくるお母さんの会話によると、夫の会社がつぶれちゃった、仕事なくなった、週休3日になったのはいいんだけど給料が

下がった、残業がなくなった。このようなことが会話の端で聞こえてきて、こちらにも厳しい状況が来ているんだなと感じていました。

また、働く側でいけば、お母さんたちは働きたくても子持ちで思うように働けない。保育園に入った1年目は子どもが特に病気をするので、お母さんは仕事をお休みせざるを得なくなります。私が最後の年に経験したことですが、開院した病院の受付の仕事に受かったお母さん、受付は交代で3人ぐらいが時間差でやりくりしていたのですが、子どもが病気がちで休まざるを得ない。医者も患者が増えなくて経営が苦しくなって、だれが一番に切られたかというとその彼女が、休みがちだからということで仕事なくなってしまった。なかなかお父さんもお母さんも厳しいなと感じています。「子どもの貧困」は親の状況の反映ということで、子どもたちが健やかに暮らせるためには、親が安定しないことには難しいんだなと感じています。

「今、保育園では」ということを、いろんな保育園からの情報もおりませながら、5つぐら



いの視点でまとめてみました。まず、保育料が払えない。滞納すると書類がずっと残っていきます。私のいた保育園では引き出しにたまっていました。払えなくて行方不明になるなどで、もらえない状況になってしまい、たまった書類がたくさんありました。

先生が、あまりたまると大変だから、ちょっとだけでもいいから、払えるときに1,000円でもいいからという声かけをたまにします。その答えが、「先生、待って。定額給付金ももらえるから、それをもらったら払うから」と。でも、それはその日限りの、その場限りの生活。お金が入ったら払える。計画的な暮らしはできないわけです。給料をもらったら、一番に払えばいいんだけど、一番には払えない。食べていく方とかいろいろな方が先になってしまうので、保育料まで手が回らないというような状況があることを、このお話を聞いてわかりました。

制度として、今年の保育料は去年の税収で決まります。母子家庭のフィリピンの方で、去年すごく頑張って働いた。今年新入園で入ってきたら、母子家庭なのに2万円を超える保育料だった。今年はそれほど働けない。今年は払えないということで、すごく困った事例がありました。

その子はよく病気をするので、お母さんは子どもがかわいいあまりに風邪を引くと2週間ぐらい休ませちゃうんです。普通だったら1日でも働きたいから、熱が下がれば明日にでも連れていきたいですね。園に来ないのにお金が2万円を超えるという状況がありました。この子はちょっと障害もあったので、保健師さんと相談をして、今年の状況はこうなんだ、だから負けてくれないかということを役所に話に行ったのですが、それでも下がったのは2,000円ぐらいで、あまり生活に反映されません。今の実態とはかけ離れてしまっている制度だということを感じました。

一時停止といって、休んだ分は払い戻しできるような制度があるので、それを何回か使って、来ないときにはお返しできるようにして、何と

かやり過ぎたんですけれども、保育料がすごく高過ぎるんじゃないか、生活の実態に見合っていないんじゃないかということを感じます。ほかにも例はありますが、そのくらいにしておきます。

それから、今どこでもそうですけれども、仕事が見つからないとか、やめさせられたということで、小さい子を抱えて、旦那の収入が減ったから少しでも助けようと、保育園に入れてパートでもと思ってハローワークに行く。そうすると、まず「子どもがいますか」というところで、ゼロ歳ですとか1歳ですとか、小さければ小さいほど、「そんなふうで働けるんですか」と幅がすごく狭まり、条件が悪い仕事でも受けてこないといけないような話をたくさん聞いています。

子どもが病気になれば仕事を休まなくちゃいけない。休み過ぎて首になってしまったというような、保育園として申しわけないような状況があります。病児保育、病後児保育といった制度があれば助けられるのですが、そういうのがないので、子どもが感染する病気にかかれば、母親は仕事を休まざるを得ず、首切りの原因になってしまう状況もあります。

次に外国籍の子どもですが、外国籍の方は保育園に増えています。ブラジル人の方がいっぱい働いてみえて、これまで夜の仕事のサイクルに入ってすごく頑張ったり、つらい仕事をいっぱい受けてきた人たちが一番に首を切られてしまったという話もあります。首を切られないまでも、すごく時間数が減って、収入が減ってしまったというようなお父さんの話も聞いています。国に帰っても仕事はないけど、帰ろうか、どうしようかと悩むほどなんだけれども、旅費がない。国に帰るだけのまとまったお金もないというような話が、現実には保育園の中では起こっています。

私の勤めていた保育園では、お父さんが日本人で、お母さんがフィリピン人の夫婦が離婚をしたりいろんなことで、母子家庭でこちらに来て頑張っている方が何組か見えます。子どもの

ことはすごくかわいがって大事にしているんだけど、言葉の壁がまずあるので、まともな仕事はできない。派遣会社に属してホテルのお掃除とかどこかのお掃除に行くか、夜のお仕事に行くかというような、すごく狭い範囲で働かざるを得ない。大事に子育てしようとしているんだけど、お母さんが夜いなくなってしまう。友達と住んでいたりと、いろいろな関係があるので、夜その子を見る人がだれもいないということはないのですが、無理して朝起きて連れてきて、ちょっと寝て、また仕事に行くという厳しい生活をしている方もたくさんいます。

その方たちの子どもは言葉のわからない国に来て、ゼロからスタートするわけです。日本語がわからない。最初は障害を持っているのではないと思われるほどの行動をします。だから、私たちもすごくその子が心配だし、お母さんもいいですかというような気持ちもありながら、言葉がなかなか通じないので、お話し合いをしようにもすごく苦しい状況があります。

「元気にしてたよ」「これができるようになったね」。もう給食から食べられないものがたくさんあったりするので、「今日はこれが食べられるようになったよ」というような感じでお話をして、少しでも安心して保育園に来てもらえるようにというのがやっとで、本当に力不足というか、なかなか厳しいなということを感じています。

それから、3番目の劣悪な子育て環境というのは、特に外国籍とか関係なくて、日本の方でも母子家庭で夜お店を持っていて、家を空けてしまう。赤ちゃんのころとか3歳ぐらいまではベビーホテルといったところに預けて頑張って夜働いてという生活ができたんだけど、4歳、5歳になると留守番ができるということで、もう預けなくて仕事に行ってしまうんです。御飯を食べさせて、ビデオをいっぱい用意して行ってしまう。子どもは本当に寂しい生活だと思うんです。お母さんに「何とかならないのかな」と話をしても、逆に店の切り盛りが難しくなり、収入が減り、ベビーホテルに預けるお金

も惜しい。もうしょうがないと言われちゃうと、ああ、どうしようかなと。

朝もなかなか起きられないので、遅くに来て、ブスツとした顔をしている。朝食ベズに来ているんじゃないかなというような子どもで、寂しい心をちょっとへそが曲がったような行動で示したりしてしまうんです。子どもがちゃんと夜も守られるような環境にないということも貧しさの表れではないかなというふうに思います。

もう一つの例は、この方も母子家庭で、事情があって弟さんの家に身を寄せて仕事もちょっと手伝っていたのですが、けんかをしてしまったりいろいろして、結局一緒に住めなくなって家がなくなった。しばらくはホテル住まいだけど、シティーホテルだと高いので、いろいろなところで住んできた。この子もそうですが、保育園に来るだけでいいということで、時間は何時でもいいから、休まずに来てねということをお願いして、11時とか10時とか、給食前には必ず来ていましたけれども、そうやってきてもらうというような家庭もあり、子どもたちはなかなか守られていないなと感じました。

このお母さんは自分のイライラを子どもにぶつけるお母さんで、言葉ですごい暴力的なことを言ったり、パチャーンとはいたりする。何で怒っているかわからないけど、帰ってきた早々、ちょっとしたことで子どもにパーンと当たってしまうような状態が見られたので、子どもには保育園に来て安心してもらえるように、お母さんにもイライラ感がとれるように、みんな声をかけるんだよと。「おかえりなさい」から始まって、こうだったよ、ああだったよという話をなるべくするというでしかケアはできなかつたんですけれども、そんな事例があります。

5月の連休が明けたとき、先生が「何してた？どこかに連れていってもらった？」という会話をしかけたら、「どこも行かんかって、怒られて、ちょっとぶたれて、それで保育園に来たんだけー」と。子どもがずっといるとうとううしいという親の気持ちの反映で、そういう状況が起

こってしまって、保育園に来てほっとできたという話も、ある園では聞かれました。

私たちが保育園でできることというのは、そんなにたくさんはないのですが、子どもの気持ちを受け止めて、ここに来たら安心していいよという場所になってほしいと思っています。子どもにとっても、親にとっても、ほっとできる場所であり、気持ちを受け止めて、いろいろな問題を抱えている部分も含めて育てていってほしい。

保育園にいる間だけじゃなくて、学校とかにずっとつながっていくのですけれども、そういう状況にあっても、ちゃんと育ててほしいなということをごく思いながら、保護者も安心して働けるようにしていきたい。それには先ほど議員の方からもありました、病児保育、病後児保育、一時保育、休日保育、延長保育、いろんな保育の施策が必要です。必要なところには必要な保育が受けられるような状況にもならなくてはならないし、子どもたちの支えになるような努力もしていかななくてはならないと思

います。保育園に来れば友達もいるし、楽しいし、給食もあるし、ほっとできるという最低の居場所になって、役割を果たしていけたらと思います。

最後に、今のところは行政が責任を持って保育をしている部分があるのですが、新しい保育制度ということで崩されようとしています。障害者の分野、老人の分野での今のあり方を保育の世界にも持ってこようとしているというのが現状です。そここのところをそのまま許してしまったら、保育もそういうふうになってしまう。十分な役割が果たせるように、そのこともやめさせていくような運動にしていかないと救われないなということを思っています。簡単ですが、以上です。

○司会

ありがとうございました。

それでは続きまして、報告その2「子どもと貧困 貧しいのは自己責任?」。小学校教員の上村和範さんです。よろしくお願いいたします。

報告その2

「子どもと貧困 貧しいのは自己責任?」

小学校教員 上村和範さん



○上村

小学校の教員をしています上村といいます。よろしくお願いいたします。

僕は11年臨時教員をやってきましたので、34歳で正規採用になったときは、これでもう生活の心配をしないで仕事に打ち込めるなと思いました。ところが、学校の現場は当時とは随分変わってきて、給料も予算も削減され、「貧しい」という感じの学校になってきました。

しかし、「貧しい」という点では、子どもやその保護者、家庭というのは本当に底なしの状態だろうと感じています。

(この後、上村さんは資料にあげられた実

態も含めて、具体的な子どもの貧困の実態について報告しました。また、「親が悪い」とする自己責任ではなく、家庭訪問など親と教師のコミュニケーションによって、貧困の問題に向き合える関係を構築する必要性についても語られました。個人が特定される内容も含まれますので、報告集からは割愛させていただきます。)

○司会

どうもありがとうございました。

「高校生から見える『子どもの貧困』」

愛知県高等学校教職員組合 熊澤知加夫さん



○熊澤

こんにちは。愛高教の書記次長をしております熊澤と申します。今日は組合でやっている奨学金を通じて見えてきたことなどをお話したいと思います。

私が考えるに、学校というのは最も安全で、生徒が安心して過ごせる場所だと思うのです。いじめがあってもいけないし、暴力があってもいけない。勉強というのはそういう一番安全・安心な環境の中でできるのが当たり前のことだと思うのですが、そういう中で、子どもたちがお金のことでつらい思いをするのは、本当に切ないと思います。

資料を用意してきましたので、ご覧いただきたいと思います。教育費負担の実態調査を、日本政策金融公庫がやっております（資料1）。このグラフは小学校以上に在学中の子ども全員にかかる在学費用と年収に対する割合です。年収が棒グラフになっております。200万円以上400万円未満が一番左側、右側が900万円以上という形で、右に移るほど所得が多いのですが、一番左側、200万円以上400万円未満、こちら辺りがいわゆる生活が厳しい環境にある家庭だと思えます。そういう中で子どもにかかる教育費用は、何と55.6%になります。教育費にける家計の負担が非常に大きいのです。

教育って何でそんなにお金がかかるのだろうかということを考えるわけですが、日本というのは教育にける公的な負担が乏しくて、私費に依存するところが非常に大きい国だということが言えます。高等学校の場合、公立高校では授業料の減免制度がありまして、授業料が全額免除になる場合と、それから半額免除になる場合があります。減免を利用している数が、ここ10

年ぐらいの間で随分増えてきています。

今日のこともありましたので、一番最新のデータを教育委員会の方に問い合わせてみましたが、確定数は来週の頭ぐらいにならないと出ないと言っておりました。3月末の段階の最新のデータだと、愛知県の場合は減免率が8.56%だと言っていました。それから昨年と比べると、200名増えているということで、減免の申請をしている生徒諸君が200名ぐらい昨年よりも増えていて、やっぱりグラフとしては右肩上がりになってくるわけです。滞納者もやっぱり増えています。

明らかにこういった数値を見ても、ここ10年ぐらいの構造改革の中で格差と貧困が拡大しているということは、一目瞭然なんですね。この4月ですが、新聞紙上では、入学金が払えない家庭だとか、それから卒業式にお金を払ってないから出させないとか、そういう本当に切ない報道がされておりました。実際にこの4月に私どもの組合の本部の方に入った情報を5の入学金・奨学金をめぐる貧困状況というところで書いてあります。

多くの学校で、これは定時制が多いのですが、入学辞退がだいぶ出ています。それはお金がないからなのです。お金がないから入学できないという事例は、非常に多いです。それでも当初は分割払いで払うからということで頑張って登校する子もいますけれども、やっぱり辞退という例もあるんですね。

中には入学式に来ないからどうなっているのだろうかということで、その子の家庭に連絡をすると、「どうせお金もないし、勉強も嫌いだし、いいよ」という答えが返ってくるのですが、勉

強が嫌いだしというのはやっぱり本音じゃないと思うんですね。本当は行きたいのだけれども、そんなことしか言えない、紛らわさないと言われてられない、そういう子たちも現実にはいます。

県立のある高校ですが、この4月に減免がどのくらい申請されているかということ进行调查しました。減免が22.0%と非常に多いのです。つまりその22%は授業料を払っていない。さらに4月の授業料の引き落としが2割未了ということですので、2割の生徒が、つまりは滞納なのです。それから2割2分の生徒が減免。ということは、ある学校では半数近くが授業料を払っていない状態なのです。そういう学校は、1つではないというふうに思います。

減免の申請というのは、非常に手続きが厄介で複雑です。本当は申請できるのだけれども、その前の段階で遠慮してしまって、面倒くさいとか、書類がそろわないとか、そういうことで断念する家庭もあって、教育委員会にもっと簡略な方法ができないのかということ言うわけですけど、とにかくなかなかそこら辺が突破できないところがあるんですね。事務の担当者が、あまりにも申請者が多いので、生徒に整理券を渡して順番に学校の中で事務処理をしている、そういう報告があります。日曜日に出てきたり、ちょっと数年前では想像もつかないような状況が学校の現場の中に起きているということがわかってきました。

私どもは、2002年から愛高教奨学金という返還不要の給付制奨学金制度を新たにつくりました。これは今に始まったことではありませんが、経済的に困窮する家庭というのはあって、滞納も今に始まったわけではありません。親のリストラなど不況のあおりで経済的に逼迫している家庭が目立ってきたのです。何とかそういう子たちを支援できないかということで奨学金制度をつくりました。よく給食費などの滞納が多くて、それは親のモラル低下が原因だとして、そういう家庭への経済支援は必要がない、自己責任だという考え方が一方にあります。しかしそういう感情論は、もう一方で大変な生活困窮家

庭があるという事実をふまえない、焦点のあて方にかたよりのある考え方だと思います。またそれは教育のセーフティネットが完全に機能しているという前提をもとにしたものだと思います。

私たちが毎日接している生徒の家庭の経済状況はまちがいなく悪化しています。滞納している生徒の授業料をポケットマネーで肩代わりしている善良な教員を私は何人も知っています。そういう切ない状況があるから、私たちは独自の奨学金制度をつくったのです。愛高教奨学金はこれまでに360人の生徒に総額1,800万円の奨学金を支給して困窮する生徒を支援してきました。

その基金の母体になったのは、私どもが反対している学校の中の主任制度の手当です。主任という名前になると、1日に200円ずつぐらい主任手当というのがつきますので、それを全部拠出して、それを何か平和教育に使えないかという形で持っていた基金をそのまま奨学金にしてやろうと。広く市民にも呼びかけて、基金を募ってつくりました。生活支援ではないので、生活が苦しいから支給してほしいという諸君には申しわけないけれど、滞納が続いているけれど何とか学校は続けたいという子たちに支給しています。その支給人数もかなり膨らんできております。その限度枠があるのですけれども、去年は枠を超えてしまって、秋口以降の経済不況というのは本当にひどかったと思います。

申請書を見ますといろいろな理由があります。「父親が10月に派遣を切られてアルバイトをしている」。ここら辺は社会情勢に沿ったところで、秋口以降、派遣切りだとか、期間工が切られたとか厳しい情勢があって、そういったものを反映しているところがあります。生活困窮は全体を通して見ると非常に複合的な要素が多いのです。シングル家庭が圧倒的に多いのですけれども、それに加えて病気になったとか、交通事故に遭ったとか、そういう複合的な要素が非常に強いのです。

それから、「父親の仕事が10月からほとんど

なく家計が厳しい」とか、2008年度では「授業料は全額免除だが、学校商品が払えない」、こういう理由があります。これが非常に大きな問題だと思います。授業料をいくら免除しても滞納が続くのです。それは何かというと、学校諸費といって、いわゆるPTA会費だとか、制服を買うお金だとか副教材、体育の用品、実習服、こういったものにかかるお金が非常に高いのです。

私ども独自で調査しましたがけれども、本当に多いです。例えば修学旅行だと（資料3）、愛知県の場合は修学旅行の積立金が一番少ないところで総額45,000円ぐらいです。高いところだと12万5,000円ぐらいになってきます。これを少しずつ積み立てていくわけです。12万5,000円というのは海外です。愛知県の県立高校で海外に修学旅行に連れていっているところが9校あると思います。

12万5,000円というのが一番多いのですが、この12万5,000円積み立てて、海外に修学旅行に連れていっている学校の授業料の滞納者が35人いるんです。非常にこれは矛盾しているところで、学校がいつもどおり授業をやって、補習もやって、部活動もやってと、毎日毎日がそういう繰り返しの中で、生徒の家庭状況がどんどん困窮していっているという状況が把握できていないのです。ですから、そういう実態とやっていることが非常に乖離しているような現象が起きてくると思います。

それから、全国的には統廃合が非常に進んでおりまして、とりわけ地方に行きますと、山の上にあった学校がなくなっちゃったと。地元で学校がないので、越境してかなり遠くまでバスとか公共交通機関を使っていくというと、交通費がものすごくかかるのです。

愛知県の場合、私どもの調査によりますと、最高の通学費用が年額23万4,000円でした。その子が一番多いと思いますが、日高教の調査に

よると、全国では驚くことに、青森県で交通費だけで年額177万円。これは特異な例かもしれませんが、そういう子がいます。京都でも年額43万円かかる子がいるというようなことがわかってきました。

そういうこともあって、各学校では減免している生徒諸君には何とか負担をかけないようにということで、それなりに努力しているのですが、そういった負担軽減に対するそれぞれの学校の考えというか取り組みが、まだまだ足りないと思います。

教育支出における私費負担の割合が資料8にあります。圧倒的に日本の場合は私費負担が多いのです。こういった部分を公的なお金に切り替える。私は、小中学校の就学援助みたいなものを高校にも広げるような取り組みが必要ではないかと思っています。

資料9に、進学率と滞納者数のデータを載せてみました。進学率が高い学校というのは、経済的にもゆとりのあるところが大きいというような部分は一部ありますが、進学率が高くても、減免を受けている子たちは結構多いです。これは母集団が進学率の高い学校は少なかったのですが、それにしても進学率の高い低いにかかわらず、全体に減免が増えている。滞納は進学率の高いところでは少なくなっています。

こういう格差も広がっている流れの中で、先ほどあった日本共産党の提言は、本当にいい提言だと思いますので、ああいったものが実現されるような形で、私どももその一翼となれればと思います。

簡単ですけども、以上で終わります。

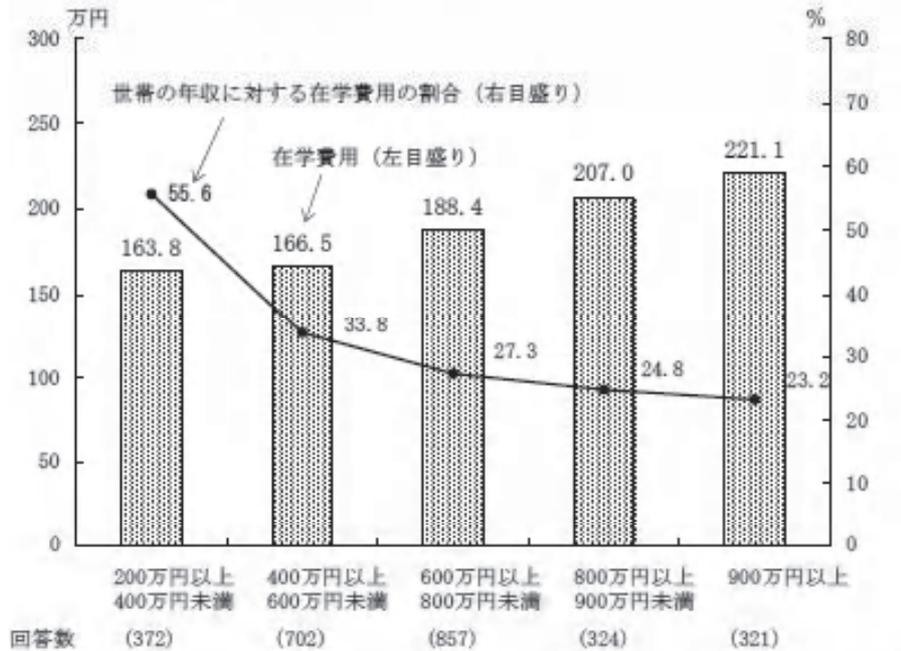
○司会

ありがとうございました。

それでは最後の報告です。NPO多文化交流センターまなびや@KYUBAN代表 川口祐有子さんからお願いいたします。

1. 世帯年収に対する在学費用の割合

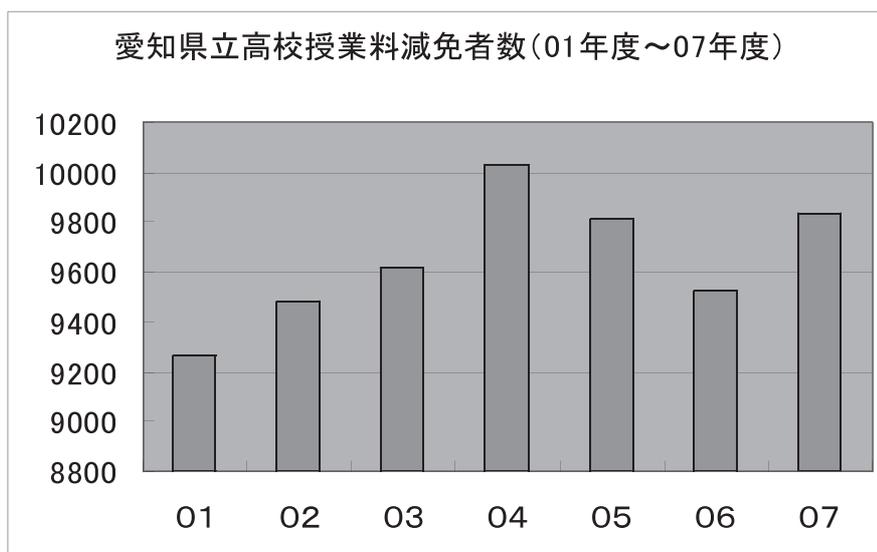
図-8 年収階級別にみた世帯の在学費用と世帯の年収に対する在学費用の割合



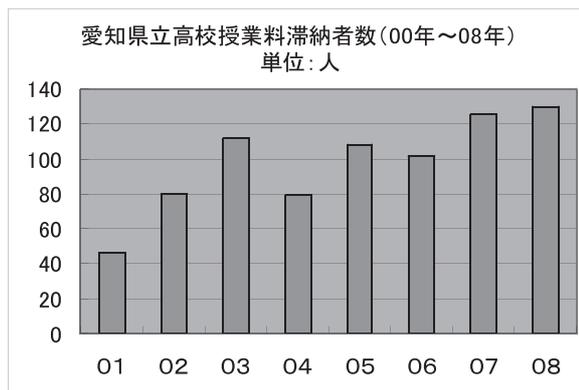
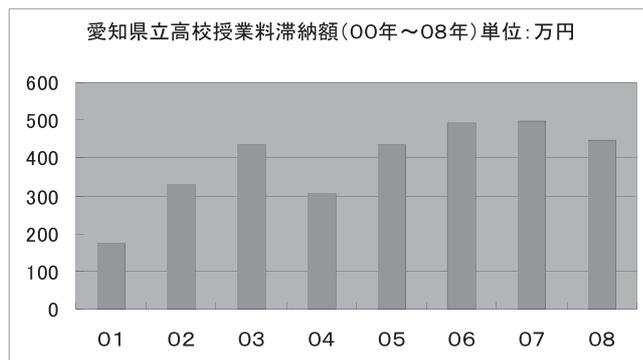
注：小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用と、その年収に対する割合である。

(「教育費負担の実態調査(2007)」 日本政策金融公庫)

2. 愛知県立高校の授業料減免者数の推移 (2001年～2007年)



3. 愛知県立高校の授業料滞納者数と滞納額の推移 (2001年～2008年)



※滞納額は、各年度の決算額で、前年度から繰り越した滞納額を含めた累積額

4. 県立A高校の授業料減免・滞納状況 (2009年4月)

減免者数 1年 35/159名 (22.0%)
 2年 21/102名 (20.6%)
 3年 22/93名 (23.6%)
 計 78/354名 (22.0%)

4月の授業料引き落としは約2割が未了
 ※減免手続きは事務担当者が生徒に整理券を配布して順番に処理している

5. 入学金・奨学金をめぐる貧困状況 (4月)

- ・A校…入学金が払えないと保護者から問い合わせがあった。当初5000円払い、後は定額給付金で4月下旬にということになった。
- ・B校…80人入学したが、経済的理由で1名辞退した。
- ・C校…新入生が納入金が払えず、分割払いも困難なため辞退した。もう1名辞退するかもしれない。
- ・D校…入学金未納で入学式に来なかった生徒がいた。夜やってきて、分割で支払うことになった。
- ・E校…春休み中、区役所の生活保護担当者から電話が2件あった。納入金の内訳を聞いてきた。
- ・F校…大学予約奨学金の希望者、去年は40名だったが、今年は80人に倍増。
- ・G校…奨学金希望者が去年20名だったが、80名に激増。担当者は土日に出勤してパソコン処理をしている。

6. 愛高教奨学金支給人数

02年度 43名 03年度 45名 04年度 36名

	第1回	第2回	第3回	第4回	計	申請者
05年度	6名	5名	12名	10名	33名	48名
06年度	13名	6名	3名	6名	28名	36名
07年度	4名	20名	9名	16名	59名	60名
08年度	30名	16名	21名	14名	81名	92名

7. 愛高教奨学金申請理由書の一部

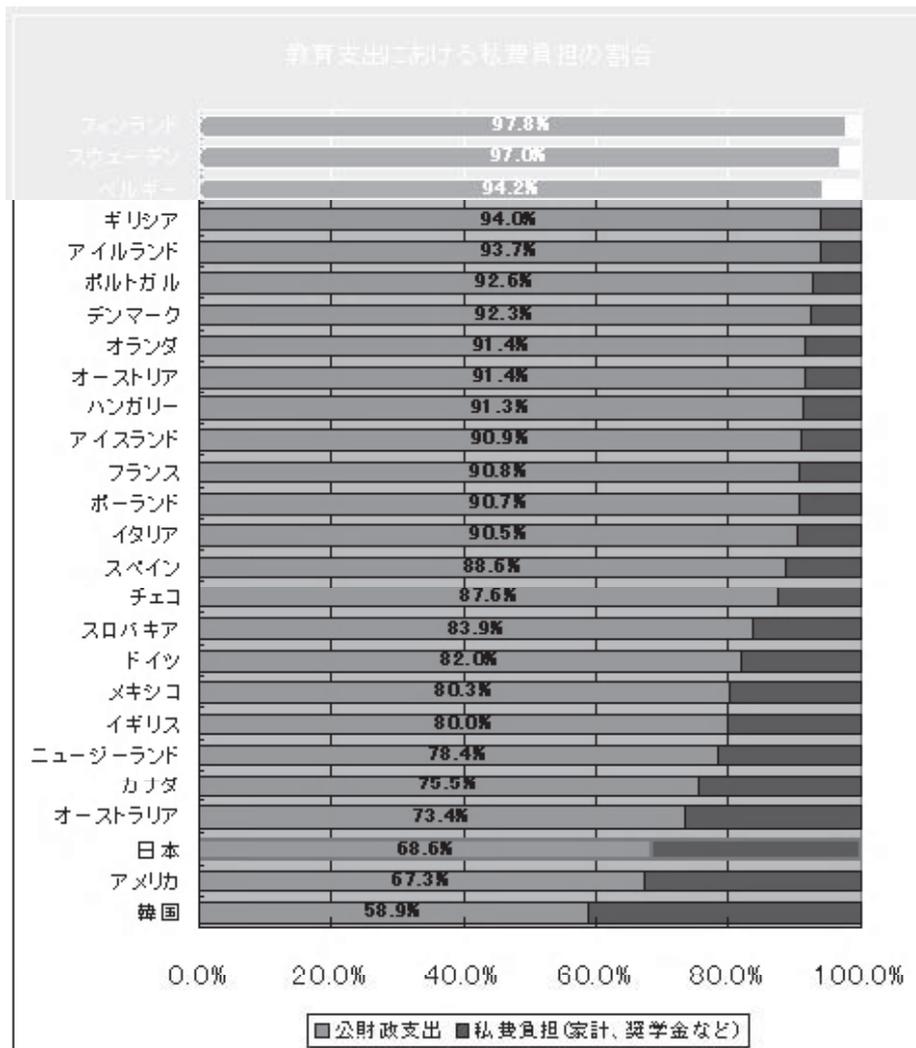
< 2008 年度 >

- ・入学説明会に出席した後、入学式から約 3 週間登校できなかった。制服や学用品を購入するお金がなく、費用の工面のための欠席であった。
- ・父親は 10 月に派遣を切られアルバイトをしている。母親はパートをしているが生活は大変厳しい。兄弟も多く今後の不安は大きい。
- ・授業料は減免だが、PTA 費等が 5 月あたりから滞納。母子家庭でかつ姉が入退院繰り返ししている。本人の部屋には暖房もない状態。成績は学年 4 位、クラス 1 位。
- ・昨年、体調を崩してブラジルに帰国していた父が亡くなり、生活費の仕送りもなくなった。遺産も現地親族が勝手に処分、絶縁状態。母親はパートで働いていたが 12 月に急に契約打ち切り。知り合いを頼り埼玉へ行き、連絡もなかなかとれない。
- ・11 月から授業料滞納。父親の仕事が 10 月からほとんどなく家計が厳しい。
- ・授業料は全額免除だが学校諸費が払えない。派遣社員の母親は日給で収入が安定せず前借りや親戚友人からの借金でやりくりしている。家賃や健康保険も滞納が続き、持病の喘息が出てもすぐに医者にかかれず、昔の古い薬でしのいでいる。

< 2009 年度 >

- ・2 年前に両親が離婚。今年 1 月に愛知に転住。月収 8 万円程度の母の収入と児童手当で生計を立てているが、4 月に会社の経営状況が悪くなり、解雇。母の両親は共に病気で入院中。授業料の減免を受けているものの、一括徴収金や副読本の購入などで 4、5 万円必要だが捻出困難。
- ・兄弟で在籍しているが、2 人あわせて昨年度末には合計 20 万円滞納していた。本人もアルバイトして少しずつ支払っているが、現在 7 ヶ月分滞納している。(5 人家族・世帯収入 222 万円)
- ・両親が離婚。母親はフィリピン人。減免をやっと受けられるようになったが、修学旅行の積立金等未納分が多い。
- ・母が亡くなり、父の収入だけで生活困難になる。授業料の滞納が 6 ヶ月続いている。減免申請は税金未納のため、書類がそろえられず提出できない。
- ・父の戸籍に入っているが、別居状態で養育費以外父の収入は入らない。その養育費も父の収入の減少によって途絶えた。父の籍に入っているため、愛知県の奨学金を申請できない。
- ・父が多額の負債を抱えているため、前年度は無収入。母のパートは月額 17 万円程。5 人家族だが生活が厳しい。入学後の納付金は未払い状態。4 月末に入学金を納め、5 月中旬に 4 月分の授業料を納め、延滞金の加算を免れる。しかし、授業に必要な学用品等の代金が払えず、このままでは 6 月の遠足にも参加できない可能性がある。定額給付金をあてにしていたが、光熱水費・食費・負債の返還にまわってしまった。授業料減免申請も経済的困窮を証明する書類がなかなかそろわずやっと 6 月から受けることとなった。現在 6、7 万円の滞納がある。
- ・母子家庭。母の病気治療で生活が苦しい。昨年度の授業料を含め、現在 8 ヶ月分の授業料・PTA 会費が未納。

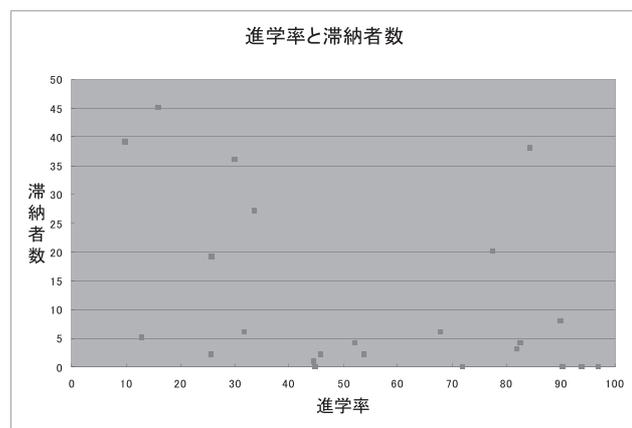
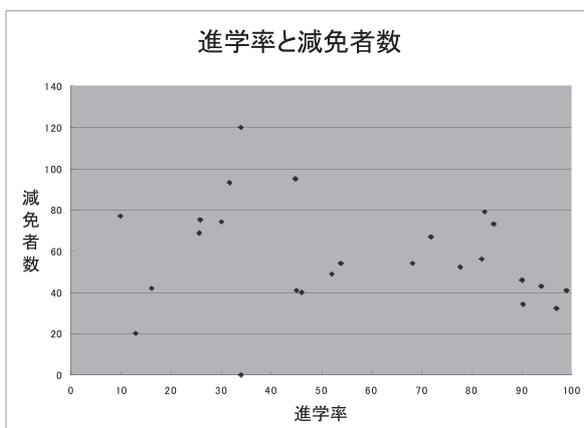
8. 教育支出における私費負担の割合



OECD

『図表でみる教育 2007年版』(教育指標の国際比較)より

9. 愛知の県立高校生の修学保障調査から (2008.10 愛高教調べ)



①修学旅行にかかる費用の総額（45,057 円~125,000 円）平均 71,016円

②修学旅行の行先（海外 9 校）

③最高通学費用（年額） 234,140 円

④保護者負担軽減への各学校のとりくみ

生徒会費月額 900 円を 800 円に減額／PTA 会費の 500 円についての減免あり／各種団体の負担増に対し、他の支出を抑えることで保護者の負担金増を回避／私費の区分の再検討・負担軽減を配慮する方向で検討／授業料減免者は PTA 会費は徴収しない

⑤奨学金・減免などの事務担当者の感想

- ・本当に厳しい生徒に与えるような奨学金がほしい。
- ・予約奨学生の事務が校務を圧迫。大学でお願いしたい。
- ・印影が少しでも不鮮明だと返却されたり、住所の書き方が書類によって少しずつ異なると訂正しなければならないのが大変。
- ・まず授業料に充当するように制度を変える必要がある。
- ・母子家庭での収入額が低くなっている。
- ・親が外国人で、文書が読めない為、減免信頼できなかつたり、修学保障の制度そのものを知らないケースが目立つ。
- ・授業料減免されると学校徴収金や積立金も無料だと勘違いをされる方がいる。
- ・公立学校の授業料は無料とする必要を感じる。
- ・1ヶ月の授業料がほぼ1万円。公立ですらと思うと経済力が教育力と感じる。授業料減免でも1年生で25万以上の経費。アルバイトでまかなえる額ではない。その一方で減免制度を利用せず、滞納し、連絡のとれない保護者がいる。誰がその子どもに対する責任をとるのか。保護者か、行政か？
- ・愛知県奨学金は、今年度は希望者が激増したそうです。希望者の所得証明額は0という数字も有り。どうやって生活しているのかわからない状態が見受けられます。
- ・母子家庭が増加しており、学費の負担が苦しくなっているようだ。生徒がアルバイトをして助けている家庭も多い。
- ・子供の授業料の支払いに関して、自分に責任があるという意識のない保護者がいる。離婚などの複雑な家庭事情もあるが、担当者が支払いについて聞くと、「子供に任せている」とか「どうして私が払わなければいけないのか」という親もいる。中には養育放棄ともとれる親がいて、子供たちが家庭で孤立している姿がうかがえる。
- ・滞納者の督促に苦慮している。担当者まかせでなく、事務処理・家庭訪問・電話・生徒、保護者への対応等マニュアル化が必要だ。

10. 県立高校生の利用できる修学援助制度

< 授業料減免制度 >

県立高校に在籍する生徒で、経済的な理由による就学困難者に対する授業料、入学料の減免制度。対象となるのは①市町村民税非課税者又は均等割のみ納付している者②児童扶養手当の支給を受けている者（一部支給者を除く）③納付する市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等の合計が 336,000 円以下の者④天災その他不慮の災害により学資の支弁が困難な者⑤長期疾病、生業不振若しくは失業のためその生計が著しく不良となり、学資の支弁が困難な者又は父母の死亡、離婚若しくは行方不明等のため学資の支弁が困難な者。その他学校長が特に減免の必要があると認める者⑥①～④に該当しない場合でも学校長が特に減免の必要があると認める場合、減免が承認される。

※ 2002 年度に改悪…減免の対象として掲げられている 10 項目の基準を 6 項目に整理し

て、所得税非課税や就学援助受給者などを対象者から除外。(総額 7000 万円予算減額)

<愛知県高等学校奨学金>

対象は①世帯の前年収入が収入基準額以内である世帯(収入基準額は生活保護の例により算出した基準額の2倍)②生活保護世帯③市町村民税が非課税の世帯(生計を支えている者が障害者、未成年者、寡婦又は寡夫であること。前年の所得が125万円以下であること。

④市町村民税が減免されている世帯

<定時制教科書・給食費補助制度>

一定の条件を満たした有職者に教科書が無償で支給され、給食費も補助される。

※たび重なる改悪

2005年度…給食補助額1日約70円に減額(←76円)、年間約1,000円の生徒の負担増。

2006年度…給食補助額1日約43円に減額(←70円)、年額約5,400円の負担増。

2007年度…給食補助額1日約43円は据え置きのまま、申請基準を改悪。申請時の就労日数を従前の「90日以上」から「180日以上」に。教科書補助も含めて総額300万円の補助費減額

2008年度…給食補助額1日約22円に減額(←43円)。総額約200万円の補助費減額。

11. 教育のセーフティネットをどうするか

セーフティネットとしての就学援助制度として、以下のものがあげられる。

①義務制諸学校で実施されている就学援助制度

→高校にまで拡大すれば、準要保護世帯まで援助を受けることになる。

※生活保護×2

②公立高等学校で実施されている授業料減免制度

→一層の周知徹底、基準緩和、申請方法の改善滞納があれば減免基準発生時まで遡及して免除するシステムに

③夜間定時制・通信制高校の教科書・夜食費補助制度

→制度発足時のものに戻す

④私立学校で実施されている授業料助成制度(私学助成)

⑤公的奨学金制度(各都道府県、日本学生支援機構が実施している奨学金制度)

→無利子貸与を基本とする制度に、給付制奨学金の設置、返還免除制度の充実緊急対応の奨学金制度の新設

⑥生活保護制度と関連する教育扶助制度

→生活保護基準の緩和

⑦生活資金貸付制度(修学資金など)

「外国籍の子どもと貧困」

NPO 多文化交流センターまなびや@KYUBAN 代表 川口祐有子さん



○川口

皆さん、こんにちは。川口祐有子と申します。私の話は、ほとんどこの資料に沿って話をしますので、資料をご覧になりながらお聞きください。

私が何者なのか、簡単に自己紹介させていただきますと、1996年から在日ブラジル人学校で日本語教師及び事務職員として勤めてまいりました。

皆さん、今日はあまり外国人について知らない方が多いとお伺いしていますので、ちょっと聞いてみたいと思います。日本全国にブラジル人学校が何校ぐらいあるかご存じですか。90校ぐらいあるんです。その中で愛知県では現在17校のブラジル人学校が存在しています。

今月の初めに大きく新聞等でも取り上げられましたが、名古屋市港区のあるブラジル人学校の校長先生が、強盗と恐喝容疑で現在も勾留されている状況です。これは外国籍の方の貧困とは決して無関係ではない問題です。きょうのテーマが「子ども」ということで、ブラジル人学校についてもたくさん話したいんですけども、今回は私どもの団体に通ってくる子どもについてお話しさせていただきたいと思います。

私どもの団体は、任意団体のNPOで、設立が平成20年10月です。所在位置は名古屋市港区の九番団地というところで、ここは名古屋市で最も巨大な外国人集中地域であります。多文化共生の地域づくりを目指して活動していますが、インターネットをお持ちの方はぜひ本団体のホームページをごらんになっていただければと思います。活動時間は平日（月曜日から金曜日）の2時半から6時。利用料は無料で、今は放課後の子どもの居場所づくりをメインに活動

しています。

主な利用者としては、外国にルーツを持つ子どもですが、その保護者や、日本人の子どももたくさん利用してくれています。現在の利用者数は約40名。大体毎日20～30名の子どもが遊びに来まして、外国人の子が25名ぐらいでしょうか。日本人の子も10名ぐらい遊びに来ます。

データを見ながら愛知県の状況について簡単にご説明させていただきます。愛知県が出している国籍別、市町村別の外国人登録者数の最新のデータです。今年度は東京に続いて全国2位です。一昨年までは大阪府が2位だったんですが、逆転しまして、愛知県がとうとう2位になってしまいました。

外国人登録者数は平成20年末現在、最高記録を更新しまして、22万7,581人というふうになっています。その中でも国籍別ではブラジル人が1位。次が特別永住者の方が多いんですけども、中国や韓国・朝鮮の方などのオールドカマーと続いています。市町村別内訳では、表2にあるように、名古屋市が断トツで1位です。人口に対する比率としては、2.8%。100人いれば3名が外国籍であるという数字が出ています。

名古屋市の数を見てみますと、6万6,983人となって、10年前の約1.5倍です。名古屋市の市民経済局の調べでは、名古屋市全体では中国人の方が最も多く、次が韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルと続いています。

3番目、港区九番団地の現況について、ちょっとお話しさせていただきます。港区の外国人登録者数は名古屋市内で最も多い状況です。中区や中川区に中国や韓国・朝鮮の出身者の方が

多いのに対して、港区の外国籍住民は、ブラジルやペルーなど南米出身の日系の方がほとんどです。そのうちの多くが九番団地に集中しています。

昨日、九番団地の事務所に聞いて確認をしましたが、21年3月現在で、全戸数が1,475戸、現在はそのうち100戸余りが空き室になっているということです。そのうちの外国籍世帯数は464世帯。これが全戸数の31~32%。去年の同時期と比べると、約100世帯減っているということです。

次に、港区に住んでいる方の国籍と在留資格は、ブラジルの方が非常に多く、続きましてフィリピン、ペルー、コロンビア、アジアの方ではミャンマー(ビルマ)、中国などの方が多い。それから在留資格では定住者、日本人の配偶者と永住者の在留資格を持つ方が多いです。

九番団地のみ外国籍住民の雇用状況についてお話をしますと、今年に入って、1月から2月にかけて急激に雇用状況が悪化しました。豊田の保見あたりでは、10月、11月に解雇が始まりましたが、九番団地ではまだ働いている、まだ働いている、いつ来るか、いつ来るかと言っていたのが、1月末で辞めてください、2月末で辞めてくださいと言われた方がドドッと出ました。特に自動車や家電の部品にかかわる仕事に就いていた方が、それも男性が、ほとんど職を失っています。

現在も失業保険で暮らしている方が多いのですが、長くて半年ですので、この6月でそれも切れてしまうという人が非常に多いです。女性の状況では、男性に比べると比較的に仕事に就いている方が多いのですが、それもだいぶ仕事が削られておまして、週3~4日、しかも時給750円とか800円で働いている方がほとんどです。

ハローワークに行きなさいと言われるそうですが、ハローワークに行っても、日本語が話せることが最低条件なんです。なので、何回通ったって仕事はないんです。だからそれで引きこもりになってうつ状態になってしまう方も何名

か九番団地では出てきています。あるいはアルコール依存。家には居場所がないし、仕事がないですから、仕事を探す気にもなれない。それでたまり場をつくっては、ビールをあおっている。そういう光景をここ最近見るようになりました。

生活状況は、雇用の悪化に伴って生活に困窮する家庭も増えてきています。現在は両親ともに解雇された家庭と、まだ両親ともに共働きでいる家庭との間に大きな格差が生まれてきています。仕事がない家庭の多くが悩んでいるのが、家賃の支払いです。

九番団地はUR都市公団といって旧公団なんですけど、一番安いお部屋で4万3,000円ぐらい、一番高いお部屋で7万5,000円ぐらいなんです。大体ブラジル人の方は5~6万ぐらいの家賃のところに住んでおりますので、まずそれが払えない。現在もぎりぎり6カ月滞納している方がとても多いです。督促状が来ておまして、裁判所に訴えられている方もたくさんいらっしゃいます。

同様に学校や保育所などに支払う教育費、給食費、保育料の支払いが、やはり悩みになっているところです。日本人と違うのは、帰国するか、それとも在留するのか、そういった大きな選択にまたみんな頭を悩ませている状況です。

先ほど山口さんがお話しされましたけれども、港区は非常に市営住宅も多いので、家賃の支払いが困難な家庭の多くが市営住宅への引っ越しを検討するのですが、子どもが転校を非常に嫌がるために、引っ越しを躊躇している家庭が多い状況です。

団地内には公立の保育園が1つありあますが、保育料の支払いが困難な家庭が増えておまして、加藤先生のお話にもありましたように、昨年度の所得で保育料が計算されるので、1カ月3万円ぐらいお支払いをしないといけない家庭が多く、それが払えない。滞納者も多いのですが、払えないからやめますといって退園する幼児も増えていきます。退園した乳児や幼児の多くは、失職した父親が自宅で面倒を見ているケ

ースが多いです。

3月ごろには「もう帰ろうかなと思っている」と言っていた人たちが、定額給付金が出るらしいよというので、「6月までは帰らんことにした」と言っていて、皆さん軒並み帰国をやめました。でも、今手続きをしているところですが、一時的なものですので、実はちょっと延ばしたことで家賃もまた滞納が延びておりまして、もうどうにもならない状況です。

厚生労働省の方では帰国支援が始まりまして、一定の条件をクリアすれば、1人当たり30万円の帰国費用を出しますよといったプロジェクトが今年の3月31日報道発表されましたが、その条件をクリアするためには、まず家賃の滞納を清算しなければいけない。保険料だって滞納している方も多いわけですから、帰国支援を受けるのも非常に難しいわけです。

子どもの様子ですが、うちに来る子どもの中にも、2カ月近くガスが止められていた子。それから食費を浮かせるために御飯を食べずに、夕食も食パンばかり食べていた子。母親がつくったケーキを夜中まで売り歩いていた子ども、これは小学校2年生です。両親のかわりに学校に内緒でアルバイトをしていた。これは中学生の子ですが、そうした子どももいました。在日ブラジル人学校に通っていたけれども、学費が払えずに退学し、また日本の学校はいじめがあるので嫌だと転入せず、現在も不就学になっている子どもも2人います。

他地域では、能力的に高校進学や大学進学が可能だったにもかかわらず、土壇場の2月に費用の問題で進学をあきらめて、就職も見つからずに宙ぶらりんになっている子どももいる。これは保見団地の事例ですけれども、こういう子どもも少なくないと聞いています。

不況が始まったころは、突然家庭の経済状況が悪化したことが理解できなくて、欲しいものを買ってもらえないことから保護者の愛情を疑ったり、精神的に不安定になったりする子どもが増えました。特に3月は小学生の喫煙問題が非常に多くて、今はだいぶ落ち着きましたが、

小学校5年生、6年生の子がたばこを吸っている姿を見るようになったことがあります。

現在では、世界的な不況だからしょうがない、ブラジルに帰ったって仕事はないんだし、しょうがないんだよというので、家族で力を合わせてこの困難な時期を乗り切ろうと話合っていて、頑張っている家庭が増えてきたように思います。

本団体では、直接的な金銭的援助はできませんが、そのような生活に困窮している家庭には、精神的な支えになれるような居場所づくりを心がけたり、本団体へお米を持ってきてくださる方が多いので、そのお米を利用して炊き出しを行ったりして、健康面、精神面での支援を続けています。

また、現在も生活保護手続きの相談や定額給付金などの情報を提供したりしていますが、経済的に不安定な保護者の支援も今後引き続き行っていきたいと考えています。

最後に、貧困は身体的健康も精神的健康をもむしばんでしまいます。子どもの権利までも奪ってしまっています。私たちが望むのは、いまだ名古屋市内では実施されていない外国籍住民の生活実態調査や不就学調査です。つながりが持てない環境というのが今ありますが、外国籍住民に至っては、それさえも全然見えてこない。それをぜひ深く探っていただきたいと思っています。その中から真に必要なとしている支援の形が見えてくると思いますし、子どもの権利を保障することにもつながっていくのではないかと考えております。

ぜひ皆さんには、外国籍住民が積極的に参画できるような市政のあり方について議論を深めていただきたいと思っておりますし、先ほど恒川さんがご紹介された「なごや子ども条例」の第7条には「主体的に参加する権利」とありますが、これは外国籍住民に至っては、子どもだけではなく大人も主体的に参加する状況ができていません。皆さんぜひご理解いただいて、議論を深めていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

〈川口裕有子さんの資料〉

1. 本団体の紹介

- ◆設立…平成 20 年 10 月
- ◆所在地…名古屋市港区七番町 2-11-1 モール 9 番街内
- ◆HP…<http://www.manabiya-kyuban.org>
- ◆活動時間…月～金の 14:30~18:00 ※利用料は無料
- ◆主な活動…外国籍の子どもの日本語教育支援・教科学習支援事業、多文化交流事業、地域住民交流促進事業、外国籍住民の生活相談など
- ◆主な利用者…外国にルーツを持つ子ども(ブラジル・フィリピン等)とその保護者
(外国人：日本人＝8：2)

2. 愛知県および名古屋市の外国人登録者数

- ◆愛知県…東京に続き、全国 2 位。平成 20 年末現在の愛知県内の外国人登録者数は、227,581 人で、過去最高を更新。この数は、平成 19 年末現在の愛知県多文化共生推進室調べ (221,389 人) と比べて 6,192 人 (2.8%) の増加となっているが、過去 5 年間の対前年比で見ると、最も低い伸び率となっている。

〈表 1〉国籍別内訳 平成 20 年末愛知県多文化共生推進室調べ

	国籍 (出身地)	登録者数	構成比	対前年増減率
1 位	ブラジル	78,652 人	34.6%	-1.6%
2 位	中国	46,625 人	20.5%	11.6%
3 位	韓国・朝鮮	40,774 人	17.9%	-1.6%
4 位	フィリピン	25,341 人	11.1%	6.9%
5 位	ペルー	8,492 人	3.7%	2.6%
	その他	27,697 人	12.2%	5.4%
合 計		227,581 人	100.0%	2.8%

〈表 2〉市町村別内訳 平成 20 年末愛知県多文化共生推進室調べ

	市町村名	登録者数	構成比	対前年増減率
1 位	名古屋市	66,983 人	29.4%	3.9%
2 位	豊橋市	20,138 人	8.8%	-0.6%
3 位	豊田市	16,751 人	7.4%	4.3%
4 位	岡崎市	11,922 人	5.2%	-0.3%
5 位	小牧市	9,644 人	4.2%	3.4%
	その他	102,143 人	44.9%	2.9%
合 計		227,581 人	100.0%	2.8%

◆名古屋市・・・平成 20 年末現在で 66,983 人となり、10 年前の約 1.5 倍となった。

<表 3>名古屋市の国籍別登録人口 平成 20 年末 名古屋市市民経済局区政課調べ

総数 (人)	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	アメリカ	ベトナム	ペルー	その他	人口に対する比率
66,983	21,352	20,934	7,129	6,187	1,619	1,003	922	7,837	2.98%

3. 港区九番団地の現況

名古屋市市民経済局の資料によると、港区の外国人登録者数は市内で最も多く、中区や中川区に中国や韓国・朝鮮出身者が多いのに対し、港区では外国籍住民のほとんどがブラジルやペルーなどの南米出身者である。また、そのうちの多くが九番団地に居住している。

◆UR 都市機構 九番団地（平成 21 年 3 月現在 UR 都市機構調べ）

- ・全戸数 1,475 戸（うち約 100 戸が空き室）
- ・外国籍世帯数 464 世帯（全戸数の 31~32%） ※平成 20 年 3 月・・・586 世帯（39.7%）

(1) 外国籍住民の国籍および在留資格

<国籍>ブラジル、フィリピン、ペルー、コロンビア、ミャンマー（ビルマ）、中国など
 <在留資格>「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者」など

(2) 外国籍住民の雇用状況

今年度 1 月～2 月にかけて急激に雇用状況が悪化。特に自動車や家電の部品に関わる仕事に就いていた男性のほとんどが職を失った。現在も失業手当のみで暮らしているという家庭が多いが、この 6 月でそれも切れてしまうという人が多い。女性は男性に比べると仕事に就いている方が多いように見受けられるが、解雇された女性は、現在週 3~4 日勤務のアルバイトをしている方が多いと聞く。

(3) 外国籍住民の生活状況

雇用の悪化に伴い、生活に困窮する家庭も増加している。現在は、両親ともに解雇された家庭と、両親共働きの家庭との間に格差が生まれてきている。失職した家庭の多くが頭を悩ませているのが、まず、家賃の支払いである。そして、子どもがいる家庭では、学校や保育所などに支払う教育費や給食費の支払いに悩み、そしてまた、帰国するか否かの選択に悩んでいる。家賃の支払いが困難な家庭の多くが市営住宅への引越しを検討しているが、子どもが転校を嫌がるため、引越しを躊躇している家庭が多い。また、団地内の保育園では、保育料の支払いが困難な家庭が増え（昨年度の所得で保育料が計算されるため）、今年度に入って保育料の滞納者や退園者が増加している。退園した乳児や幼児の多くは、失職した父親が自宅で世話をしているケースが多い。さらに、3 月ごろに

は帰国を本格的に考えていた家庭が多かったが、『「定額給付金」をもらうまで帰国を延ばした』という人も多い。

(4) 本団体に通う子どもの様子

本団体に来る子どもの中にも、2ヶ月近くガスが止められていた子ども、食費を浮かせるために昼食を食べず、夕食も食パンばかり食べていた子ども、母親が作ったケーキを夜中まで売り歩いていた子ども、両親の代わりに学校に内緒でアルバイトをしていたという子どもがいた。また、在日ブラジル人学校に通っていたが、学費が払えずに退学し、日本の学校にも転入せず、現在も不就学の状態になっている子どももいる。また、無保険の状態であるがために、病気になっても病院にかかれない子どももいる。他地域では、能力的に高校進学や大学進学が可能だったにもかかわらず、費用の問題で進学をあきらめ、就職も見つからず、宙ぶらりんになっている子どもも少なくないと聞く。

不況が始まった当初は、突然家庭の経済状況が悪化したことを理解できず、欲しいものを買ってもらえないことから保護者の愛情を疑ったり、精神的に不安定になったりする子どもが多かったが、最近では世界的な不況について、よく理解している子どもが増え、「家族で力を合わせて、この困難な時期を乗り切ろう」としている家庭が増えてきたようである。

本団体では、生活に困窮している家庭に直接金銭的な援助はできないが、そのような家庭の子どもの精神的な支えになれるような居場所づくりを心がけたり、本団体に寄付していただいたお米で炊き出しを行ったりして、健康面、精神面での支援を続けている。また、現在も、生活保護手続きの相談や定額給付金などの情報を提供したりしているが、経済的に不安定な保護者の支援も、今後、引き続き行っていきたいと考えている。

(5) 貧困の解決のために市政に求めること

貧困は、身体的健康も精神的健康をも蝕む。守られなければならない子どもの権利までも奪ってしまう。貧困の解決に向けて本団体が望むのは、まず、未だ名古屋市内では実施されていない外国籍住民の生活実態調査や不就学調査である。その中から、彼らが真に必要としている支援の形が見えてくるであろう。そして、子どもの権利を保障するためにも、保育料などの教育費や医療費の減免措置の拡大や外国人学校への援助を、さらに、外国籍住民が積極的に参画できるような市政のあり方について、議論を深めていただきたいと願う。

会場発言

○司会

どうもありがとうございました。

こんなに短い時間でまとめていただいて申しわけなかったと思います。本当にありがとうございました。

できれば会場の皆さんからもたくさん出していきたいと思いましたが、あまり時間がありません。それでも、それぞれのところで子どもさんにかかわっていらっしゃる方から、いろいろな状況を出していただけると思います。お一人5分ぐらいでよろしく願いいたします。

○めいほく保育園の子育て支援センター担当をしています。

今日は本当にどうもありがとうございます。担当者になって、子どもを通して地域のお父さんやお母さんとのお付き合いがいっぱいあるわけですが、いろんな事例を目の当たりにしながら、子どもたちが大切にされる社会に変えていかなければいけないと、今日の集会に参加して思いました。

私の子育て支援センターでは、お父さんやお母さんたちの声を拾いますと、お父さんが週3回休みになって、どうしても働かなければ生活が成り立たないということで、一時保育の指定園でもありますので、何とか利用したいという声がありました。でも、一時保育は人数も限られておりますし、本当に要求が高いんです。以前はリフレッシュで利用したいという声が多かったのですが、今は仕事がしたいので、一時保育でもいいから何とかならないかということで、その方は1日だけだったら何とかかなるかという判断で、週1回お仕事を始められました。

運輸業のお父さんは、明日も仕事がないので休んでくださいと会社から突然言われ、収入が減っている。今年度の保育園入所というのは待機児が多くてなかなか入れないのですが、入所

が決まって万歳と喜んだら、夫の給料が激減してしまったため保育料が払えないので、やむなく断念したというお母さんも見えます。

それから、本当にご支援の要る家庭、子育てが困難な家庭には、ご相談をしながら一時保育や他の支援も勧めるのですけれども、保育料が払えないので、利用をためらっている方もお見えになります。

今月に入って、お母さんが突然失踪されてしまって、お父さんが2人の子どもを何とか育てていかなければいけないのだけれども、工事現場の方で、2歳の子を連れて行って仕事をしていたそうです。子どもの顔を見たら本当に真っ黒に日焼けしていて、子どもがそういう場所にいるということは危険だからということで、今一時保育で緊急ということでお受けをしています。栄養状況というところでは育っているようには見えるのですが、2歳になってもミルクの哺乳瓶で朝グイグイッと1杯飲んで保育園に来るんです。でも、保育園に来たらちゃんと御飯もあるし、お布団もあって生活ができるから安心だねといって続けています。

今年1月に入ってホームレスになられた若い両親が、行き場を失って区役所に駆け込まれました。対応をしていただいて、すぐ生活保護の受給も決まり、住むところがやっと決まりました。年度途中でなかなか保育園に入ることが困難なので、こういう場合も一時保育でお受けすることも多々あります。

お父さんの「仕事をしたいんだけど、なかなか見つからないんです」という言葉に私も本当に胸が痛みました。その子どもさんは4月からちゃんと保育園に入所も決まって、元気に通っているということを地域の保健師さんから伺うことができ、ああよかったと。お父さんの携帯電話に「どうしてるの?」と電話をしても、携帯電話もお金が払えず途絶えている状況だったのですが、保健師さんのその言葉で私も

本当に安堵しました。

皆さん、地域の中でつながり合って子育てしていきたいというのは、人として当然の願いですし、そうした子育てのセーフティーネットとしての保育園、それから子育て支援センターというのは防波堤になっているのではないかととても感じています。

貧困世帯の子どもたちが切り捨てられない公的保育を守っていただきたいし、ご一緒に守ってきたい。このことは緊急の課題であると強く思いましたので、発言させていただきました。以上です。

○司会

ありがとうございました。では、後ろの方、どうぞ。

○名東区から来ました。

本当に「子どもの貧困」という問題が、この格差と貧困の広がりの中で大変な状況になっています。名東区の共産党の事務所には、2月から4月の入学式のぎりぎりまでに、「お金がなくて進学できない」という相談が4件ありました。相談は高校と大学で、高校は公立も私学も含めてです。

まず私学のケースは、やっとなそこが受かったのですが、その方は自分で事業をやられていて、事業に失敗をして、ひとまず生活保護を受けることになりました。生活保護を受けていますと、行政側も「高校へ行くのはぜひいたくた」と、はっきり言われてしまったとおっしゃっていました。

何とかならないかということで私もかけずり回って、私学の先生から、「私学は先生たちがいろいろお金を出して1億円という基金を持っているから、そこへ相談すれば何とかなる」と言われて、お願いしたら、学校に入ってからしかそのお金は出ないという制度になっているんですね。まだまだ制度が弱いなということを考えさせられました。私学の学校にも直接電話をしまして、何とかならないかとかけあいました

が、やっぱりどうにもならないということで、本当に悔しい思いをしました。

別の相談では、入学金は払ったけれども、入学式の日には授業料を持っていかなくちゃいけない。その授業料が不足しているということでした。半年で40万とか60万、そのお金がどうしてもだめだということで、それはいろいろ手を打って、役所の方でお金を借りられることになりました。

お金がなくて進学できないという状況が、この経済大国・日本の中であるということは、これは自己責任ではなくて政治の力によるところが大きいと思いますので、何とかここで声を上げて、教育の機会均等、だれでも学校へ行けるような状況をつくっていかなくちゃいけないなということをつくづく感じました。

それから一つ、今、国保料を払っていない方で、子どもの医療費の免除が受けられない方がいるという問題です。国保料の都道府県別滞納世帯数を見ますと、愛知県で滞納世帯数が23万余世帯あって、資格証明書が発行されている世帯は2,931、短期保険証が発行されている世帯は6万3,987となっています。

今小学校卒業まで医療費無料化が進んで、来年の4月から中学校卒業までということになりそうですが、名古屋市で保険証がなくてお医者様にかかれないう子どもたちが今いるのかどうか。短期保険証が出るようなことを厚生労働省は言っているんですが、新聞などには短期保険証が出るのも100%ではないようなことも書いてあります。

そういう子どもたちがいると、もちろんその家庭も困りますが、学校としても行事があって、どこかへ行くので保険証を持ってきてといったときに保険証がなくて、非常に困る状況があると思うのです。そのあたりのことを、もしついでにいらっしゃるようでしたら教えてください。お願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

ほかにありませんか。はい。

○名古屋市の母子生活支援施設の五条荘で働いています。

「子ども条例」ができたよという話を今聞きながら、こんな立派な条例ができた名古屋市で、五条荘は利用者、もちろん子どもを含めた利用者の意見を聞くことなく、指定管理者への導入が22年度というふうに決まっています。私はそのことでずっと怒って運動をしてきています。決まった後に利用者への説明があって、しかも、説明があったのはお母さんだけで、子どもに対しては全く説明がされてないということで、怒りを持ってこの「子どもの貧困」を考えるシンポジウムに来ました。せっかくなので、条例ができたというだけではなくて、その条例に恥ずかしくない実際の施策をぜひして欲しいなと思います。きょうは宿直なので、これで失礼します。

○司会

ありがとうございました。ほかにいいですか。後ろで手が上がりました。お願いします。

○新婦人です。

6月の最初に共産党の市議団と懇談を持つ機会がありまして、そして今日の山口議員のお話を聞いて、とても頭の中が整理されました。新婦人も共産党の方針等を役立てながら、子どものためになる運動を起こしていきたいなと強く思いました。

今回うれしく思ったことは、子どもの権利条約について、子ども条例について、ちゃんと解説を受ける機会があったということです。広報の場がなかなかなくて、こういう立派なものがあるにもかかわらず、市民のものになっていない。もっと積極的にこれを役立てていきたいなと思います。

権利条約ができて20年。新婦人の新聞でよく私たちも学習するのですが、泣き声で訴えるこ

とはどういう意味があるかということ深く聴き取ることが、子どもの権利を守ることだと。言葉に表されてないところまで聴くことを権利の中でうたわれているということとか、子どもの言い分を役立てなさいということ。

この貧困ということにかかわって言うと、中学生が「クラスメートを見ていると1つしかおにぎりを持ってきてない。あの子、部活があるんだけど、こんなんでおなかが大丈夫なのかな」というようなことを言っているということ聞きます。それを権利条約の子どもを守る会みたいところに、子どもの意見として投稿されているということも聞きます。

それから、これは母親大会で出たお母さんの話ですが、給食費の未納が問題になったら、学校教育として学校で給食を食べる権利があるんだよということを、子どもたちに教えてほしいというお母さんたちも見えます。

子どもを育む責任は市民一人一人にもありますが、これを機会に、学校の中で子どもの権利条約がどんなふうに教えられているのかとか、あるいは子どもも権利を持っているんだ、給食も食べる権利があるんだということまで子どもたちに教えてもらえるような、そんな方向でも働きかけをしていきたいし、して欲しいなと思いました。どうもありがとうございます。

○司会

どうもありがとうございました。けやきの木保育園さんどうでしょう。

○けやきの木保育園です。

私は今日、小学校の先生の話聞いたときに、今同僚と「いや、何と一緒になんだろう」と。赤ちゃんから6歳までの間しか保育園にいないのですが、子どもはもう1歳、2歳で親の顔をうかがいながら、嫌でも涙を見せなかったり、我慢をしたり、毎日夕御飯を食べるまで、自分だけが迎えに来てもらえなくても、お母ちゃんが頑張っているという思いを背負いながら保育園で楽しく過ごすんです。

帰ってからも、ひとり親家庭のお父ちゃんは、介護のおばあちゃんを抱えながら、子どもを朝7時15分から夜8時まで、保育園のどの職員よりも長く保育園に預けて仕事をし、また帰ってからもその子に背を向けて内職をするという現実。彼が集団の中で気持ちを言葉に表すことができず、暴れ、怒り、職員を蹴り倒し、職員の眼鏡は折れ、本当にすさまじい表現をする背景に、そういうものがあったということを知ったときの私たちの驚き。

私も中村区なのですが、よく見たらトヨタ系のお父さんはどんどんお迎えの時間が早くなっている。「何で？」って言うと、「いや、先生、有給がなくなっちゃったのにもう来るなって言われたんだ」と。外国人の親もそうです。

「お弁当お願い」というのが本当に言いにくくなっていることとか、「とりあえず病気で保育園へ連れておいで。御飯は食べさせられるよ」ということを言いながら、若い父ちゃん、母ちゃんも頑張っていて、子どもも頑張っている現実を、自治体や国や教育現場の、今日お話しされた上村先生のような方じゃない先生たちに、私はどうやったら伝えられるのだろうと今考えながら、自分にできることを精いっぱいやらなければと思います。

この間、保育園の指導要領が変わって、全職員で何回も討議をする中で、うちの保育園の軸が決まりました。どの子も「愛されて期待される安心感」を持って卒園をさせてあげたいという一本の軸を通すことができました。

保育園に入れなくても子どもたちも救いたいのですが、私たちは今保育園でできる本当の役割を、保育園が「貧困の防波堤」になっていることを十分わかりながら、ゼロ歳から二十歳までの子どもたちの育ちをしっかり保障して、「おれ、生きていいんだな」「私、期待をされてるんだな」という思いを持ちながら大人にさせてあげることが、将来のこの日本の社会に必ず役に立つと信じて、こういうつながりを深めていきたいなと改めて思いました。ありがとうございました。

○司会

どうもありがとうございました。

それでは、前で報告してくださった4人の先生方、一言ずつ感想を含めてよろしくお願ひいたします。

○加藤

皆さんの話を聞いているだけで、本当に見えてくるものがたくさんあったなと思います。この国がどこを向いて政治をしているかというのをすごく感じて、何とかしなくちゃという気持ちで今います。ありがとうございました。

○上村

最初の記者の方の話で、どこに光や希望があるのかなということは、現実を見れば見るほど見えてこない気がします。でも、現場で働いているときに、子どもたちは今言われたようにめちゃくちゃ優しいです。貧しくなって父さん、母さんが大変だったり、友達がそうだと、すごく優しいです。この大変なときに優しいという気持ちが出てくるというところが、一つの希望かなと思います。また頑張りたいと思います。

○熊澤

お金の話ばかりで恐縮ですけれども、補正予算が出されて、政府が486億円というものすごいお金を、緊急支援という形で高校の就学保障に充てようとしています。でも、要求しないとおりてこないんですね。

愛知県の場合は、減免も充足しているといいますが、ハードルを下げればもっともっと減免申請が増えてきますので、そういう動きをつくっていかないといけないなと思いました。

緊急支援というのは、本当に大事なことで、今お金が欲しいという場合に、なかなかないということを、先ほどの話を聞いて痛感しました。奨学金でも愛知県の場合は、5月に申請しても8月にしかおらないのです。そういう緊急支援を組合としても何か構築していかないといけな

いなと思いました。以上です。

○川口

今日はたくさん勉強させていただきました。ありがとうございます。きょう一番心に残った言葉は、荻野さんが紹介してくださいました、阿部さんがおっしゃった「幸せな子どもをつくる、それが大事なんだ」という言葉です。

せっかく名古屋市がこういった「なごや子ども条例」をつくってくれましたが、名古屋市が子どもをつくるわけじゃないですよ。やはり、私たち圧倒的に多い大人が子どもをつくっていかないといけない。私たち全員一人一人が幸せな子どもをつくっていきましょう。今日、それを強く思いました。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは先ほどからいろいろ質問がありましたので、まとめとして山口さんの方から報告します。

○山口

まず国保料と保険証の話ですが、国の法律では15歳までは必ず保険証は渡しなさいということになりました。名古屋市もそれを受けて、保険証を渡します。渡す方法に問題があります。

「区役所へ来てよ、渡すから」といっても来ません。郵送します。宛先不明、受け取り拒否とかで何件か戻ってきています。それで現実問題、保険証が子どもの手元に渡ってない家庭が何件か残されています。資料にも未更新ということで、25人の子どもに渡っていません。

そこまではっきりしているならなぜ家庭訪問しないのかという最後の詰めの段階に今来ています。子どもの医療費無料制度をせっかく中学校卒業まで広げるのですから、すべての子どもたちに利用していただけるように頑張りたいと思います。やっぱり訪問する。訪ねて実態を調べるという姿勢を、保育園、学校に学んで名古屋市福祉行政が持つ。区役所ではそんな人どこ

にいるんだと言われてしまいますが、そこも含めて公務労働を守っていきたいと思います。

あと何点か出ていましたけど、前年度所得でいろんな料金が決まってしまう問題が今本当に大変です。各種の減免制度の柔軟な活用を含めて頑張らなければいけませんし、就学援助を高校まで増やそうと愛高教の方から提起いただきましたが、これはぜひ政策的にしっかりやっていきたいと思います。

名古屋市も外国人の就学率の調査まではするようになりました。何人学校に来たかは学校でカウントすればわかるのですが、行っていない子どもたちはどうしているのかというのは、つかんでいない。そういう調査は本当に必要だなと思いました。

何度も話が出ていましたが、子ども条例、子どもの権利条約を含めて名古屋市がこういう条例を掲げたというのは、ぜひ皆さん武器にしてください。名古屋市の方を呼んでいただいて、直接お話を聞く機会をつくっていただく「市政出前トーク」というものがあります。新婦人をはじめ学校の先生方も、「子ども条例、こういうのを名古屋市はつくったそうだけど知っている？」というのを、ぜひ学んでいただく機会があればと思います。

教育委員会、子ども局、健康福祉局、いろいろな局が子どもの権利を守るためにそれぞれの立場で仕事をしていますが、せっかくこういう共通の基本条例ができたんですから、それを生かすような仕事をしっかり頑張りたいと思います。

「困ったときは共産党に駆け込め」ということが今あちこちで言われていますが、日本共産党としても、身近な地域の相談相手になると同時に、名古屋市や県、そして国の方に、根本的な問題、政治を変えるための働きかけをしっかりと強めていきたいと思います。今日はありがとうございました。

○司会

皆さん本当にきょうはどうもありがとうございました

いました。子どもたちの生々しい実態をたくさんお聞きして、内容の充実したシンポジウムになったと思いますが、皆さんいかがでしたでしょうか(拍手)。どうもありがとうございます。

問題は本当に共有できました。今後、問題解決のためにそれぞれの立場で、また共同の運動を広げていくということで頑張らしましょう。私たち日本共産党市議団も、子どもたちを守る「子ども条例」の趣旨を実現するために力いっぱい頑張っています。今日の皆さんのお話はしっかり議会の方で伝えていきたいと思っています。

子どもたちを守る政治を実現するために、ご一緒に頑張りましょう。どうもありがとうございます。

—了—